

第49号

(平成30年3月1日)



かけはし 様式集



日本年金機構
Japan Pension Service

もくじ



(1) 国民年金被保険者関係届書（申出書）	2
(2) 国民年金保険料免除期間納付申出書	4
(3) 国民年金保険料免除期間納付申出期間訂正申出書	6
(4) 国民年金保険料免除・納付猶予申請書	8
(5) 国民年金保険料免除・納付猶予取消申請書	13
(6) 国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例期間の変更申請書	14
(7) 国民年金保険料学生納付特例申請書	15
(8) 国民年金保険料学生納付特例取消申請書／不該当届	20
(9) 国民年金保険料追納申込書	21
(10) 国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書	22
(11) 国民年金被保険者住所変更報告書（転出）・取消報告書	26
(12) 国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書	27
(13) 国民年金納付記録訂正・追加・取消報告書（処理票）	29
(14) 国民年金保険料関係記録訂正・追加・取消報告書（処理票）	30
(15) 国民年金関係報告書	31
(16) 年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）	33
転出先確認リスト	53
年金受給権者向けチラシ	54



(1) 国民年金被保険者関係届書(申出書) 【おもて面】

様式コード 4 1 0 0							
国民年金被保険者関係届書(申出書)							
裏面の「提出にあたってのご注意」を参考のうえ記入してください。		<table border="1"> <tr> <th>市区町村</th> <th>日本年金機構</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>		市区町村	日本年金機構		
市区町村	日本年金機構						
市区町村長 平成 年 月 日 日本年金機構理事長 あて 以下のとおり届け出(申出)ます。 氏 名: _____ (被保険者本人が自署の場合は押印不要) 被保険者 との続柄: 1. 本人 2. その他()							
基礎年金番号(10桁)で届出する場合は「①個人番号」に左詰めで記入してください。							
A. 被保険者	① 個人番号 (または基礎年金番号)	② 生年月日	5. 昭和 7. 平成 年 月 日				
	③ 氏名 (フリガナ)	④ 性別	1. 男性 2. 女性				
	⑤ 郵便番号	⑥ 電話番号 1. 自宅 3. 勤務先 2. 携帯電話 4. その他	— —				
	⑦ 住所						
	⑧ 国籍 (外国籍の方のみ)	⑨ 外国人通称名 (住民票上の通称)	⑩ 氏名 (フリガナ)				
届出(申出)を行う「届書類種別」に該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入してください。							
B. 届出(申出)事項	⑪届書類種別・番号	⑫該当・申出年月日	⑬理由等				
	資格取得届 1	平成 年 月 日	0. 20歳到達(学生) 4. 任意加入の申出 1. 資格取得届出もれ 5. その他				
	種別変更届 2		2. 20歳到達 10. 中国残留邦人等 3. 厚生年金(共済含む)からの移行 11. 外国からの転入				
	資格取得申出 3		1. 厚生年金(共済含む)への移行 5. 期間満了 2. 任意加入対象者に該当 10. 中国残留邦人等が該当 3. その他 11. 外国への転入 4. 任意喪失の申出				
	資格喪失届 4	平成 年 月 日	1. 納付の申出 3. 農業者年金の資格取得 2. 納付辞退の申出 4. 農業者年金の資格喪失				
	資格喪失申出 5						
	付加保険料 納付・辞退申出 6	平成 年 月 日	1. 法第89条第1号(障害基礎年金等) ⑭保険料納付申出の確認 2. 法第89条第2号(生活扶助等) 1. 希望する 3. 法第89条第3号(国立療養所等) 2. 希望しない 9. その他				
	保険料 免除理由該当届 8	平成 年 月 日	1. 紛失 2. 破損(汚れ)				
	保険料 免除理由消滅届 9						
	年金手帳 再交付申請 10	平成 年 月 日					
備考							
個人番号をお持ちでない方が以下の届出を行う場合は、必要事項を記入してください。							
C. 届出事項	⑪届書類種別・番号	⑫該当年月日	⑬理由等				
	住所変更届 11	平成 年 月 日	変更前住所				
	氏名変更届 12	平成 年 月 日	変更前氏名				
	死亡届 13	平成 年 月 日	届出者連絡先				
※ 市区町村・日本年金機構連絡網			⑭納付書関連 作成不要 1 早期送付 2				

1803 1031 010

(1) 国民年金被保険者関係届書（申出書）【うら面】

提出にあたってのご注意

「A. 被保険者」欄について

- ・選択項目は該当する番号を○で囲んでください。
- ・「③氏名」欄は住民基本台帳に登録されている氏名を記入してください。
- ・「④国籍」欄は外国籍の方のみ記入してください。
- ・「⑤外国人通称名」欄は住民基本台帳に登録されている通称を記入してください。

「B. 届出（申出）事項」欄、「C. 届出事項」欄について

- ・下表を参考に記入してください。
- ・免除理由該当届を届出する場合は、「⑬保険料納付申出の確認」欄を記入してください。なお、保険料納付を希望する場合は、「国民年金保険料免除期間納付申出書」の提出が必要です。
- ・住所変更届、氏名変更届および死亡届は、個人番号をお持ちでない方が該当する場合のみ届出が必要です。
- ・海外任意加入の場合は、「備考」欄に国内協力者（氏名・住所・被保険者との続柄）を記入してください。
- ・国民年金保険料納付書・控除証明書等の郵送物を住民票住所以外のところへ送付を希望される場合は、「備考」欄に希望する郵便番号と住所を記入してください。

● 国民年金に加入するときの届出（申出）

事例	「⑩届書種類・番号」欄	「⑪該当・申出年月日」欄	「⑫理由等」欄
20歳に到達したとき	「1」に○印	誕生日の前日	学生の方は「0」に○印 学生以外の方は「2」に○印
厚生年金または共済組合の資格を喪失（退職）したとき		退職日の翌日	「3」に○印
配偶者の退職等により、第3号被保険者でなくなったとき	「2」に○印	配偶者の退職日の翌日あるいは扶養されなくなった日	「5」に○印
配偶者の65歳到達により、第3号被保険者でなくなったとき		配偶者の65歳誕生日の前日	
60歳以上の方が任意加入するとき	「3」に○印	申し出た日	「4」に○印
海外に居住する方が任意加入するとき			

● 国民年金をやめるときの届出（申出）

事例	「⑩届書種類・番号」欄	「⑪該当・申出年月日」欄	「⑫理由等」欄
厚生年金または共済組合の資格を取得（就職）したとき	「4」に○印	入社した日	「1」に○印
海外に転出するとき		出国の翌日	「11」に○印
任意加入をやめたいとき	「5」に○印	申し出た日	「4」に○印

● 付加保険料を納付するとき、納付をやめるときの届出（申出）

事例	「⑩届書種類・番号」欄	「⑪該当・申出年月日」欄	「⑫理由等」欄
付加保険料の納付を希望するとき	「6」に○印	申し出た日	「1」に○印
付加保険料の納付をやめたいとき			「2」に○印
農業者年金の資格を取得したとき	「7」に○印	農業者年金の資格取得日	「3」に○印
農業者年金の資格を喪失したとき		農業者年金の資格喪失日	「4」に○印

● 国民年金保険料の免除理由に該当したとき、該当しなくなったときの届出

事例	「⑩届書種類・番号」欄	「⑪該当・申出年月日」欄	「⑫理由等」欄
免除理由に該当したとき	「8」に○印	該当した日	該当した項目に○印
免除理由に該当しなくなったとき	「9」に○印	該当しなくなった日	該当しなくなった項目に○印

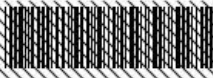
● 年金手帳を再交付するときの申出

事例	「⑩届書種類・番号」欄	「⑪該当・申出年月日」欄	「⑫理由等」欄
年金手帳を失くしたとき、破損したとき	「10」に○印	申出をする日	再交付を希望する理由に○印

● 住所変更、氏名変更および死亡の届出（個人番号をお持ちでない方のみ届出が必要）

事例	「⑩届書種類・番号」欄	「⑪該当年月日」欄	「⑫理由等」欄
住所が変わったとき	「11」に○印	住所変更した日	変更前の住所を記入してください
氏名が変わったとき	「12」に○印	氏名変更した日	変更前の氏名を記入してください
亡くなったとき	「13」に○印	亡くなった日	届出者の連絡先を記入してください

(2) 国民年金保険料免除期間納付申出書

様式コード	4 6 3 8				
国民年金保険料免除期間納付申出書					
日本年金機構理事長 あて 平成 年 月 日 以下のとおり、免除期間の納付を申し出ます。 住所： _____ 被保険者氏名： _____ (印) 〔被保険者本人が自署した場合は押印は不要です〕				市区町村 	日本年金機構
基礎年金番号（10桁）で申出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。					
A 被保険者	① 個人番号 〔または基礎年金番号〕	② 生年月日 5. 昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 7. 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	③ 氏名 （フリガナ）	④ 電話番号 1. 自宅 _____ 2. 携帯電話 _____ 3. 勤務先 _____ 4. その他 _____	
裏面の留意事項を確認したうえで、申出内容について記入してください。					
B 申出内容	⑤ 免除期間納付の申出（始期） 7. 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	⑥ 免除期間納付の申出（終期） 1. 指定しない（59歳11カ月まで） 2. 指定する（右欄を記入） 7. 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	⑦ 付加年金または国民年金基金加入状況 1. 現在、付加年金または国民年金基金に加入中です。 2. 付加年金または国民年金基金に加入中の場合、納付申出後も継続加入を希望しますか。 1. 付加年金に加入している 2. 国民年金基金に加入している 3. どちらも加入していない 1. はい 2. いいえ		
C 確認事項	⑧ 備考				
下記内容を確認のうえ、右のチェックボックスにチェック[☑]を入れてください。					
C 確認事項	1. 納付申出をした期間は、国民年金保険料の納付義務が発生します。			☐	
C 確認事項	2. 納付申出をした過去期間は、原則としてさかのぼって免除に戻すことはできません。			☐	
C 確認事項	3. 納付申出をしたことにより納付された国民年金保険料は、還付することはできません。			☐	
C 確認事項	4. 納付申出をした期間は、付加年金又は国民年金基金に加入することができますが、これから付加年金又は国民年金基金に加入する場合は、さかのぼって加入することはできません。			☐	

(2) 国民年金保険料免除期間納付申出書

○留意事項

- ・納付期限が経過していない将来期間については、訂正の申出により納付申出を終了し、免除に戻すことができます。また、過去期間であっても所得が少ないときなどは、免除を申請できる場合があります。
- ・前納保険料は、納付申出を終了することで、その一部を返還できる場合があります。
- ・すでに国民年金基金に加入されている方が、平成26年3月以前に免除に該当した場合、納付申出ができるのが平成26年4月からのため、継続して加入することができません。今後も国民年金基金への加入を希望される場合は、再加入の手続きをお願いします。
- ・この納付申出をしなくても、10年以内の免除期間であれば古い期間から保険料を納付すること（追納）ができます。ただし、追納しようとする期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を納付する場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。
- ・追納制度で後払いする期間は、付加年金または国民年金基金の加入や口座振替、前納等は利用できません。

○将来期間について納付申出される方

- ・付加年金または国民年金基金の加入や国民年金保険料の前納を予定している場合に、誤って脱退になることがないように、納付申出の終期を59歳11か月で指定されることをおすすめします。
- ・付加年金加入をご希望の場合は、年金事務所または市区町村窓口へ、口座振替、前納（割引有り）をご希望の場合は、年金事務所へご相談ください。

【納付申出始期・終期の記入例】

免除該当日の前日から免除となりますので、以下の記入例のように納付申出は免除該当日の前月から指定することができます。（ただし、前月が国民年金第1号被保険者でないときは前月から指定することはできません。）

○国民年金保険料免除期間納付申出書の始期および終期の記入例（免除該当日が平成29年9月1日の場合）

① 免除期間納付 の申出(始期)	7, 平成	2	9	0	8
		年		月	

② 免除期間納付 の申出(終期)	1. 指定しない(59才11か月まで) 2. 指定する(右欄を記入)	7, 平成			
			年		月

- ・納付申出始期について
平成26年3月以前から免除に該当している場合は、平成26年4月以降の月を指定してください。
- ・納付申出終期について
任意の月または59歳11か月まで指定することができます。

【個人番号（マイナンバー）により申出する際の添付書類について】

本人が窓口で申出書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。

お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※1。

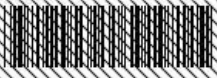
① マイナンバーが確認できる書類：通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し

② 身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど※2

※1 郵送で申出書を提出する場合は、マイナンバーカード表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

※2 上記以外の②身元（実存）確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

(3) 国民年金保険料免除期間納付申出期間訂正申出書

様式コード	4 6 3 9							
国民年金保険料免除期間納付申出期間訂正申出書								
日本年金機構理事長 あて 平成 年 月 日 以下のとおり、免除期間納付申出期間の訂正を申し出ます。 住所： _____ 被保険者氏名： _____ (被保険者本人が自署した場合は押印は不要です)				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">市区町村</th> <th style="text-align: center;">日本年金機構</th> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td style="height: 100px;"></td> </tr> </table>	市区町村	日本年金機構		
市区町村	日本年金機構							
基礎年金番号（10桁）で申出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。								
A 被 保 険 者	① 個人番号 (または基礎年金番号)	② 生年月日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日				
	③ 氏名 (フリガナ)	④ 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他	年 月 日				
裏面の留意事項を確認したうえで、訂正を申出する内容について記入してください。								
B 申 出 内 容	⑤ 訂正前の 納付申出期間	平成 年 月 から 平成 年 月 まで						
	⑥ 訂正後の免除期間 納付申出【終期】	1. 指定しない（59歳11カ月まで） 2. 指定する（右欄を記入）	7. 平成	年 月				
	⑦ 備考							
下記内容を確認のうえ、右のチェックボックスにチェック[☑]を入れてください。								
C 確 認 事 項	1. 終期の翌月以降の期間は、国民年金保険料の納付が免除となります。 (免除理由に該当しているときに限られます。)			☐				
	2. 納付期限がすでに経過した過去期間（この訂正申出をする月の前々月以前）は、免除理由に該当していても、 この申出により免除を戻すことはできませんが、別途、免除の申請ができる場合があります。			☐				
	3. この申出の前に納付された国民年金保険料は、還付することはできません。 (前納保険料は、納付申出を終了することにより、その一部が還付される場合があります。)			☐				
	4. 付加年金または国民年金基金に加入中の方は、訂正後の終期の翌月に、付加年金または国民年金基金を辞退する こととなり、後日、納付申出を行っても付加年金または国民年金基金にさかのぼって加入することはできません。			☐				

(3) 国民年金保険料免除期間納付申出期間訂正申出書

○ 留意事項

- ・ 納付申出の始期は変更することはできません。
- ・ 納付申出の終期を延長する場合は、最大で59歳11カ月まで訂正することができます。
- ・ 納付申出の終期を短縮する場合は、最大で訂正の申出日時点において、保険料の納付期限が経過した最後の月に訂正することができます。（納付期限が経過していない月から免除に戻すことができます）納付期限は翌月の末日です。
- ・ 納付期限がすでに経過した過去2年以内の未納期間について、所得が少ないときなどは、保険料の免除申請ができる場合があります。

【個人番号（マイナンバー）により申出する際の添付書類について】

本人が窓口で申出書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。

お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※1。

① マイナンバーが確認できる書類：通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し

② 身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど※2

※1 郵送で申出書を提出する場合は、マイナンバーカード表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

※2 上記以外の②身元（実存）確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

(4) 国民年金保険料免除・納付猶予申請書

国民年金保険料 免除・納付猶予 の申請について (学生の方は、学生納付特例制度をご利用ください)

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

① 免除(全額免除・一部免除)申請

本人、配偶者(別居中の配偶者を含む)、世帯主それぞれの前年所得(過去の年度分については、前々年や前々々年所得等)が一定額以下の場合や失業等の理由がある場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除となります。(一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと一部免除が無効となり、未納期間となりますので、必ず減額された保険料を納付してください。)

＜全額免除となる所得の目安＞ …… { (扶養親族の数 + 1) × 35万円 } + 22万円

② 納付猶予申請

50歳未満の方(学生を除く)で、本人、配偶者(別居中の配偶者を含む)それぞれの前年等の所得が一定額以下(全額免除の所得基準と同じ)の場合に、申請により保険料の納付が猶予されます。

※ ①の免除を受けた期間は将来の老齢基礎年金の額が増額(国庫負担分が反映)されますが、②の納付猶予を受けた期間は老齢基礎年金の額は増額されません。

※ 免除(全額・一部)または猶予が承認されると、付加年金および国民年金基金はご利用できませんのでご注意ください。また、付加年金および国民年金基金は、過去にさかのぼっての加入ができません。

※ ②について、平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

【申請時の注意点】

● 免除等が申請できる期間

- ・ 過去期間……申請書が受理された月から2年1カ月前(すでに保険料が納付済の月を除く)まで。
- ・ 将来期間……翌年6月(1月～6月に申請したときは、その年の6月)分まで。

ただし、1枚の申請書で申請できるのは、7月から次の年の6月までの12カ月間となりますので、必要に応じて複数の申請書を提出してください。(免除等の1年度 = 7月～翌年6月)

例：平成29年7月に、平成27年6月から平成30年6月までの期間を申請する場合、

- ① 平成26年度分(平成27年6月～27年6月)
- ② 平成27年度分(平成27年7月～28年6月)
- ③ 平成28年度分(平成28年7月～29年6月)
- ④ 平成29年度分(平成29年7月～30年6月)の4枚の申請書が必要となります。

なお、この例の場合は、平成27年5月以前は時効により申請できません。

※ 過去期間は2年1カ月前まで申請できますが、申請が遅れると障害年金を受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請をしてください。

● 添付書類

失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、証明書類(雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピーなど)を添付してください。その他、必要な添付書類は、本人控の裏面にある「2. 添付書類について」をご確認ください。

【申請書の提出先】

- この申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所(郵送による提出も可能)です。
- 3枚目は本人控ですので、お手元に保管してください。
- ※ 郵送の場合、受付印のある本人控が必要な方は、2枚目3枚目と一緒に、宛名の記入と所要額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。受付印を押印のうえ「本人控」をご返送いたします。

【申請書提出後の注意点】

- 審査後に決定通知書を送付します。決定通知書が届くまでの間は、文書や電話、訪問により保険料の納付をご案内する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 納付のご案内は、当機構から委託された民間事業者が、平日だけでなく、土日や夜間も行っています。3枚目 **本人控** の裏面の注意事項も必ずお読みください。

(4) 国民年金保険料免除・納付猶予申請書

記入例

※免除・納付猶予の申請年度は7月から翌年6月までです。

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長 あて

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
以下のとおり免除・納付猶予を申請します。
また、配偶者及び世帯主の記入に漏れないこと、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てます。

この申請に必要な本人、配偶者及び世帯主に関する情報(所得情報、生活保護受給情報等)の確認について、市区町村(所住地等を含む)及び日本年金機構に委託します。

〒123-4567

(※1) 住所: 〇〇市 〇〇町 〇〇 1-2-3

被保険者氏名:

国年 太郎

(※2) (※3) (※4) (※5) (※6) (※7) (※8) (※9) (※10) (※11) (※12) (※13) (※14) (※15) (※16) (※17) (※18) (※19) (※20) (※21) (※22) (※23) (※24) (※25) (※26) (※27) (※28) (※29) (※30) (※31) (※32) (※33) (※34) (※35) (※36) (※37) (※38) (※39) (※40) (※41) (※42) (※43) (※44) (※45) (※46) (※47) (※48) (※49) (※50) (※51) (※52) (※53) (※54) (※55) (※56) (※57) (※58) (※59) (※60) (※61) (※62) (※63) (※64) (※65) (※66) (※67) (※68) (※69) (※70) (※71) (※72) (※73) (※74) (※75) (※76) (※77) (※78) (※79) (※80) (※81) (※82) (※83) (※84) (※85) (※86) (※87) (※88) (※89) (※90) (※91) (※92) (※93) (※94) (※95) (※96) (※97) (※98) (※99) (※100)

日本年金機構HP(<http://www.nenkin.go.jp/>)に国民年金免除・納付猶予申請書の記載方法を説明する動画を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄(※1)

○提出年月日をご記入ください。

○住民票の住所を記入してください。

申請前に、記入もれ、記入誤りがないかを再度ご確認ください。(記入もれや記入誤りが判明した場合は、書類の返戻やさかのぼって免除等の承認が取り消し等となります。)

基礎年金番号(10桁)で申請する場合は「①個人番号(または基礎年金番号)」に左詰めで記入してください。

① 個人番号 (または基礎年金番号)	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	② 電話番号	① 自宅 ② 携帯電話 ③ 勤務先 ④ その他	00 - 0000 - 0000
③ 被保険者氏名	姓 氏名 国年 太郎	④ 被保険者生年月日	⑤ 昭和 ⑥ 平成	0 4 0 5 2 0
⑤ 配偶者氏名	姓 氏名 国年 花子	⑥ 配偶者生年月日	⑦ 昭和 ⑧ 平成	0 4 0 8 1 0
⑦ 世帯主氏名	姓 氏名 国年 一郎	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合に記入してください。		
⑧ 特記事項	◆ 税申告された住所(申告年の1月1日時点等)が現在住所と異なる場合は、その住所を記入してください。 ◆ 配偶者住所が異なる場合は、配偶者の住所を記入してください。 ◆ 申請期間中の世帯状況に変更(結婚・離婚・世帯主変更等)があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。 平成29年1月1日時点本人住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇 配偶者住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇 平成29年1月1日世帯主変更 前世帯主 国年 高子			

⑨ 免除等区分	◆ 免除等区分は基本的に記入不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1~5の順に全て審査します。審査も希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「1」で抹消してください。 ※ 「納付猶予」は、50歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。 ※ 「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑩備考」欄に記入してください。				
	1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)
⑩(※2) 申請期間	平成 〇〇 年度分				
⑪(※3) 前年所得 (※3の前年)	被保険者: ① なし ② あり(57万円以下) ③ あり(57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし) 配偶者: ① なし ② あり(57万円以下) ③ あり(57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし) 世帯主: ① なし ② あり(57万円以下) ③ あり(57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし)				
⑫(※4) 特例認定区分 (生活保護受給者)	被保険者: ① 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) ② 天災等 ③ その他 配偶者: ① 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) ② 天災等 ③ その他 世帯主: ① 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) ② 天災等 ③ その他				
⑬ 継続希望区分	「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。審査に必要な所得情報の確認について日本年金機構に委託します。				
⑭ 備考	失業後の期間に限り申請 ※ 失業等より前の期間についても免除等を希望する場合は記入しないでください。				

「⑨免除等区分」欄
○審査を希望しない免除等区分がある場合のみ、該当する免除等区分の数字を「1」で抹消してください。

「⑩申請期間」欄(※2)
○免除・納付猶予を希望する年度を記入してください。

○免除・納付猶予年度の年度は、7月から翌6月までです。

(例:平成29年度分)

⇒平成29年7月分~平成30年6月分

※ なお、平成29年度分は、平成29年7月以降に申請することができます。

○過去期間は、申請書が受理された月から2年1ヵ月前(すでに保険料が納付済の月を除く)まで申請することができます。

記入例	申請期間	審査の対象となる前年所得
平成 29 年度分	平成29年7月~平成30年6月	平成29年度の所得
平成 30 年度分	平成30年7月~平成31年6月	平成30年度の所得
平成 31 年度分	平成31年7月~平成32年6月	平成31年度の所得
平成 32 年度分	平成32年7月~平成33年6月	平成32年度の所得
平成 33 年度分	平成33年7月~平成34年6月	平成33年度の所得

「⑪税申告の有無」欄
○「⑩申請期間」に記入した年度の前年所得について、税申告(住民税申告・確定申告等)を行っている場合は「1. あり」、行っていない場合は「2. なし」、分からない場合は「3. 不明」に○を記入してください。

「⑫前年所得」欄(※3)
○必ず記入してください。

○<所得=(収入-必要経費)>です。

また、「3. あり(57万円超)」の場合は、税申告が必要になります。「⑪税申告の有無」が「2. なし」又は「3. 不明」の場合は、市区町村に税の申告又は申告状況の確認をしてください。なお、申告方法等の詳細については、お住まいの市区町村にご確認ください。

「⑬特例認定区分」欄(※4)
○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日(離職日の翌日または事業を廃止等した日)を記入のうえ、失業前の雇用保険加入の(あり・なし)に○を記入してください。なお、証明書類(雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピーなど)を添付してください。

○災害(震災、風水害、火災など)を受けたために申請するときは、「2. 天災等」に○を記入してください。

○生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護(外国籍の方)、特別障害給付金、配偶者の暴力から避難していることを理由として申請するときは、「3. その他」に○を記入したうえで、手続きの詳細についてお近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の年金担当窓口へご相談ください。

「⑭継続希望区分」欄
○承認された全額免除または納付猶予を翌年度以降も引き続き希望する場合は、「1. する」に○を記入してください。

「○」の記入がない場合は、「2. しない」を選択したものとみなします。

※ 失業など所得要件以外の理由による申請や過去の年度分の申請の場合は継続申請の対象になりません。

「⑮備考」欄
○3枚目(本人控)裏面の注意事項の1. (6)をご参照の上、該当する場合に記入してください。

○申請を希望する年度中の一部の期間(失業、離婚後、世帯分離後など)に限り申請する場合は、その旨を記入してください。

※ なお、一部の期間に限定した申請については、失業等の理由が発生した月の前月分から審査を行います。

○「⑨免除等区分」欄で「2. 納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を記入してください。

(4) 国民年金保険料免除・納付猶予申請書

届書コード		処理区分		届書		国民年金保険料免除・納付猶予申請書													
届出	635	1	国民年金	届出	634														
日本年金機構理事長 あて 平成 年 月 日 以下のとおり免除・納付猶予を申請します。 また、配偶者及び世帯主の記入に漏れがないこと、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。 この申請に必要な本人、配偶者及び世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）及び日本年金機構に委託します。 〒 ー ー 住所： _____ 被保険者氏名： _____ (被保険者本人が自署した場合は押印は不要です)						市区町村		日本年金機構											
基礎年金番号（10桁）で申請する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」に左詰めで記入してください。																			
A. 基本情報	① 個人番号 (または基礎年金番号)											② 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他						
	③ 被保険者氏名	(フリガナ)										④ 被保険者生年月日	5. 昭和 7. 平成						
	⑤ 配偶者氏名	(フリガナ)										⑥ 配偶者生年月日	5. 昭和 7. 平成						
	⑦ 世帯主氏名	(フリガナ)										※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。							
	⑧ 特記事項	◆ 税申告された住所地（申告年の1月1日時点等）が現住所地と異なる場合は、その住所を記入してください。 ◆ 配偶者と住所が異なる場合は、配偶者の住所を記入してください。 ◆ 申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。																	
B. 申請内容	⑨ 免除等区分	◆ ⑨免除等区分は基本的に記入不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「×」で抹消してください。 ※ 「納付猶予」は、50歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑮備考」欄に記入してください。																	
		1. 全額免除 (保険料全額を免除) 2. 納付猶予 (保険料納付を猶予) 3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要) 4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要) 5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)																	
	⑩ 申請期間	平成 年度分										⑪ 税申告の有無 (⑩の年度)	被保険者：1. あり 2. なし 3. 不明 配偶者：1. あり 2. なし 3. 不明 世帯主：1. あり 2. なし 3. 不明						
	⑫ 前年所得 (⑩の前年)	被保険者：1. なし 2. あり (57万円以下) 3. あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし) 配偶者：1. なし 2. あり (57万円以下) 3. あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし) 世帯主：1. なし 2. あり (57万円以下) 3. あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし)																	
	⑬ 特例認定区分 (添付書類要確認)	被保険者：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 () 配偶者：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 () 世帯主：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 ()																	
	⑭ 継続希望区分	「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。審査に必要な所得情報の確認について日本年金機構に委託します。															1. する 2. しない		
⑮ 備考																			
※ ⑮欄は「所得の申告書」として取り扱います。必ず記入してください。																			
職員記入欄	申請年月日	審査結果	審査区分					申請年度	承認期間 (始期)	承認期間 (終期)	法免消滅年月日	特例区分	継続区分	送信	1803 1031 011				
			全額	4分の3	半額	4分の1	猶予												

(4) 国民年金保険料免除・納付猶予申請書

本人控

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長 あて 平成 年 月 日

以下のとおり免除・納付猶予を申請します。
また、配偶者及び世帯主の記入に漏れがないこと、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。
この申請に必要な本人、配偶者及び世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）及び日本年金機構に委託します。

住所： _____

被保険者氏名： _____

(被保険者本人が自署した場合は押印は不要です)

市区町村	日本年金機構

A. 基本情報	① 個人番号 (または基礎年金番号)		② 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他	
	③ 被保険者氏名	(フリガナ)	④ 被保険者生年月日	5. 昭和 7. 平成	
	⑤ 配偶者氏名	(フリガナ)	⑥ 配偶者生年月日	5. 昭和 7. 平成	
	⑦ 世帯主氏名	(フリガナ)	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。		
	⑧ 特記事項	- 税申告された住所地（申告年の1月1日時点等）が現住所地と異なる場合は、その住所を記入してください。 - 配偶者と住所が異なる場合は、配偶者の住所を記入してください。 - 申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。			

B. 申請内容	⑨ 免除等区分	◆ ⑨免除等区分は基本的に記入不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「×」で抹消してください。 ※ 「納付猶予」は、50歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑮備考」欄に記入してください。					
		1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)	
	⑩ 申請期間	平成 年度分		⑪ 税申告の有無 (⑩の年度)	被保険者：1. あり 2. なし 3. 不明 配偶者：1. あり 2. なし 3. 不明 世帯主：1. あり 2. なし 3. 不明		
	⑫ 前年所得 (⑩の前年)	被保険者：1. なし 2. あり (57万円以下) 3. あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし) 配偶者：1. なし 2. あり (57万円以下) 3. あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし) 世帯主：1. なし 2. あり (57万円以下) 3. あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし)					
	⑬ 特例認定区分 (※付書類要確認)	被保険者：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 () 配偶者：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 () 世帯主：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 ()					
	⑭ 継続希望区分	「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。審査に必要な所得情報の確認について日本年金機構に委託します。					1. する 2. しない
⑮ 備考							

※ ⑮欄は「所得の申告書」として取り扱います。必ず記入してください。

申請または承認後の留意事項について、裏面の「6. 留意事項」をご覧ください。

1803 1031 011

(4) 国民年金保険料免除・納付猶予申請書

(注 意 事 項)

1. 記入について

- (1) 黒ボールペン等で記入してください。
- (2) **配偶者(別居中の配偶者を含む)および世帯主(被保険者または配偶者以外が世帯主である場合)がいる場合は、その氏名を必ず記入してください。**なお、過去の年度分の申請については、申請する対象期間の末日時点の配偶者・世帯主を記入してください。
 <申請対象期間の末日は次のとおりです>
 平成26年度分の申請については、平成27年6月30日時点
 平成27年度分の申請については、平成28年6月30日時点
 ※ 平成28年度分の申請については、平成29年6月30日時点
 (平成29年7月1日以降に申請する場合)
- (3) 「(8)特記事項」欄には、次の①～③に該当する場合に、その内容を記入してください。
 ① 所得の状況を確認する必要がある方が、申請する年度分の直前の1月1日時点の住所と申請時点の住所が違う場合は、その1月1日時点の住所を必ず記入してください。
 ② 配偶者と別居中の場合は、配偶者の住所を必ず記入してください。
 ③ 申請する対象期間中に配偶者および世帯主の有無に変更があった場合は、その旨および変更があった年月日を必ず記入してください。
- (4) 「(1)税申告の有無」欄および「(2)前年所得」欄は、申請する年度に対応する前年所得等の状況について、該当する選択肢に○を記入してください。
 なお、前年所得について過小に申し立てたときは、国民年金法等により罰せられる場合があります。

(5)特例認定について

- ① 失業したこと等により申請を行うときは、「(3)特例認定区分」欄の「1. 失業」に○を記入の上、該当年月日と雇用保険加入の有無を記入してください(配偶者または世帯主が失業したこと等により申請を行う場合も、同様に記入してください)。
 ※ 失業による申請については、事由が発生した前月から事由が発生した年の翌年度の6月までの期間について免除等を申請することができます。ただし、他の事由による申請と同様に翌7月を超えた将来期間については翌7月以降に改めて申請が必要です。
- ② 災害(震災、風水害、火災その他これらに類する災害)を申請者または配偶者の属する世帯が受けたことにより申請を行うときの記入方法等については、市区町村窓口または年金事務所に相談してください。
- (6) 「(5)備考」欄には、次の①～③に該当する場合に、その内容を記入してください。
 ① 生活保護法による生活扶助以外の扶助または特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を受けていることにより申請を行うときは、その名称および受給開始年月を記入してください。
 ② 外国籍の方で生活保護に相当する給付を受けていることにより申請を行うときは、「保護受給」を記入してください。
 ③ 次のいずれかに該当した被保険者が、その該当するに至った日から14日以内に免除等を申請するときは、その事実およびその年月日を記入してください。
 ア 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金または旧国民年金法による障害年金の受給権者でなくなった。
 イ 生活保護法による生活扶助またはらい予防法の廃止に関する法律による援護を受けなくなった。
 ウ ハンセン病療養所または国立療養所を退所した。
- (7) 配偶者の暴力から避難していることを理由として申請するときの手続き等については、年金事務所へご相談ください。

2. 添付書類について

- (1) 失業したこと等により申請を行うときで、雇用保険の被保険者であった方は、**失業した事実を確認できる雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者履歴表等のコピーを添付してください。**
 また、事業の廃止(廃業)または休止の届出を行っている方については、次の書類等のコピーを添付してください。(※②から⑤までについては、あわせて失業の状況にあることの申し立てが必要となります。)
 ① **総合支援資金の貸付決定通知書のコピーおよびその申請をした時の添付書類のコピー**
 ② **履歴事項全部証明書または開業事項全部証明書**
 ③ **税務署等への異動届出書、個人事業の開業届等届出書または事業廃止届出書のコピー(受付印のあるものに限る。)**
 ④ **保健所への廃止届出書(控)(受付印のあるものに限る。)**または**廃止届証明書**
 ⑤ **その他、公的機関が交付する証明書等であって、失業の事実を確認できる書類**
- (2) 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることを理由に申請するときは、**その事実を確認できる公的機関の証明書のコピー、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を受け取っていることを理由に申請するときは、受給資格者証のコピー**を添付してください。
- (3) 年手帳(氏名の記載ページ)または基礎年金番号通知書のコピー

※ 個人番号(マイナンバー)により申請を行う際の添付書類について

- 申請者本人が窓口で申請書を提出する場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)を提示してください。
 お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。
 なお、郵送で申請書を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。
 ① マイナンバーが確認できる書類: 通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し
 ② 身元(実存) 確認書類: 運転免許証、パスポート、在留カードなど

3. 翌年度以降の金額免除または納付猶予の継続申請について

- (1) 直近の年度分について、所得審査により金額免除または納付猶予の承認を受けた方が、翌年度以降も引き続き金額免除または納付猶予の申請を希望する場合は、この申請書であらかじめその旨を明記することにより、翌年度(7月)に改めて申請を行わなくても継続して申請があったものとみなされます。
 ただし、翌年度(7月)において、第1号被保険者でなかった場合は、継続申請は無効となります。金額免除または納付猶予を申請する方で継続申請を希望する方は、「(4)継続希望区分」欄の「1. する」に○を記入してください。どちらにも○がない場合は、「2. しない」が選択されたものとみなします。なお、左記1. (5)の①・②、(6)の①から③、(7)の所得審査によらない事由により承認を受けた場合および審査の結果一部免除となった場合は、継続申請は無効となりますので、翌年度の7月以降に改めて申請が必要となります。
 ※ (6)の②については、継続して生活扶助に相当する保護を受けていれば、継続申請を希望できる場合があります。
- (2) 翌年度以降における継続申請の審査結果は審査後に通知します。
 また、承認後、免除等の取消を申請することができます。取消しは取消申請をした日の前月以降の期間が対象となります。

4. 一部免除の承認を受けた期間について

- 4分の3免除、半額免除または4分の1免除が承認された期間は、納付すべき保険料を納付しない未納期間となり、老齢基礎年金・障害基礎年金等を受けられなくなる場合があります。納め忘れのないようご注意ください。

5. 免除等の承認を受けた期間に係る保険料の追納について

- 金額免除または納付猶予が承認された期間、4分の3免除、半額免除または4分の1免除が承認された期間(一部保険料が納付済みの場合に限り)は、10年以内であれば申出により免除された保険料をあとから納めること(追納)ができ、追納した期間は、保険料を全額納付した場合と同じ扱いになります。ただし、老齢基礎年金を受け取っている方は追納することはできません。
 また、追納する対象期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。
なお、追納保険料は追納が承認された期間のうち先に経過した月(古い月分)から納付することとなります。

6. 留意事項

- (1) **申請後、日本年金機構からおおむね2～3カ月後に審査結果が送付**されます。それまでの間、保険料納付の催告状等が送付される場合がありますので予めご了承ください。
- (2) 申請日後に、申請期間にかかる保険料を納付された場合は、後日お返し(還付)します。申請後に納付を希望される場合は、年金事務所にご連絡ください。
- (3) 申請が却下となった場合は、保険料の納付が必要となります。
 納付書がない場合は、年金事務所まで再発行しますので、年金事務所までご連絡ください。
- (4) 免除等の承認期間中に学生となった場合は、学生納付特例を申請してください。
- (5) 申請した期間中に学生の期間があった場合は、改めて学生納付特例申請書の提出をお願いすることになります。その場合の学生納付特例の申請については、この申請を受理した日または学生となった日に申請があったものとみなします。
- (6) 口座振替を利用されている場合、金額免除または納付猶予が承認された時点で一時停止となります。**承認期間が終了したときに口座振替が再開されますのでご承知ください。**
- (7) **修正申告等で前年所得が変更となったときは、年金事務所までご連絡ください。**

※ 申請後に配偶者・世帯主等に変更があった方へ

- この免除等を申請した後に配偶者もしくは世帯主の変更または前年所得の変更があった場合は、以下のいずれかに該当するか確認のうえ、必要なご連絡をお願いします。
- (1) 審査結果(承認・却下通知)が日本年金機構(年金事務所等)から届く前に変更があった場合で、
 ① 結婚や世帯主変更(父母等と同居を開始など)の場合
 → 連絡は不要です。申請を取り下げる時はご連絡ください。
 ② 離婚や世帯分離(父母等ではなく自分や配偶者が世帯主になったなど)の場合
 → 年金事務所へご連絡ください。
 - (2) 審査結果が届いた後に離婚や世帯分離があった場合で、再審査(却下→再審査、一部免除→全額免除、納付猶予→全額免除等)を希望される場合は、再度申請してください。なお、免除を希望しなくなったときは取消申請をしてください。
- ※ **第1号被保険者でなくなった場合**
 免除等の承認後に第2号被保険者(会社員等)や第3号被保険者(会社員等の被扶養配偶者)となった場合または第1号被保険者でなくなった場合、自動的に免除等期間ではなくなります。
 ただし、承認期間中に再び第1号被保険者となったときは、免除等の期間に戻すことができます。ご希望の場合は年金事務所までご連絡ください。

(5) 国民年金保険料免除・納付猶予取消申請書

届書コード 6 3 6	国 庫	事務センター長/ 所長	副事務センター長/ 副所長	グループ長/ 課(室)長	担当者

国民年金保険料免除・納付猶予取消申請書

① 個人番号(または基礎年金番号)										② 生年月日				氏名	
										5. 昭和 7. 平成				(フリガナ)	
③ 取消申請年月日										④ 取消始期				送信	
7. 平成										7. 平成				送信	
備考															

- 基礎年金番号(10桁)で申請する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。
- ①欄に基礎年金番号を記入された場合は年金手帳を添付してください。

【個人番号(マイナンバー)により申請する際の添付書類について】

本人が窓口で申請書を提出する場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)を提示してください。
お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※1。

- ① マイナンバーが確認できる書類：通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し
- ② 身元(実存)確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど※2

- ※1 郵送で申請書を提出する場合は、マイナンバーカード表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。
※2 上記以外の②身元(実存)確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

上記のとおり免除・納付猶予の取消申請をします。		市区町村	日本年金機構
平成 年 月 日			
年金事務所長 あて			
住所			
氏名			
本人目が自ら署名される場合は、押印は不要です。			
電話番号			

(6) 国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例期間の変更申請書

届書コード 6 8 2	事務センター長/ 所長	副事務センター長/ 副所長	グループ長/ 課(室)長	担当者
国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例期間の変更申請書				
① 個人番号(または基礎年金番号)		② 生年月日		氏名
5. 昭和 7. 平成		年 月 日 (フリガナ)		
③ 変更前申請年月(始期)		④ 変更前申請年月(終期)		
7. 平成 年 月		7. 平成 年 月		
⑤ 変更後申請年月(始期)		⑥ 変更後申請年月(終期)		* ⑦ 変更申請年月日
7. 平成 年 月		7. 平成 年 月		7. 平成 年 月 日
備考				

1. 基礎年金番号(10桁)で申請する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

2. ①欄に基礎年金番号を記入した場合は年金手帳を添付してください。

【個人番号(マイナンバー)により申請する際の添付書類について】

本人が窓口で申請書を提出する場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)を提示してください。

お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※1。

① マイナンバーが確認できる書類：通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し

② 身元(実存)確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど※2

※1 郵送で申請書を提出する場合は、マイナンバーカード表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

※2 上記以外の②身元(実存)確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

上記のとおり申請します。 平成 年 月 日 日本年金機構理事長 へ 住所 氏名 電話番号	市区町村 日本年金機構
---	--------------------

国民年金保険料 学生納付特例 の申請について

(学生でない期間は、免除・納付猶予制度をご利用ください)

学生納付特例制度は、学生の方が、申請により保険料の納付が猶予される制度です。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

※ この制度を利用すると、付加年金および国民年金基金はご利用できませんのでご注意ください。

また、付加年金および国民年金基金は、過去にさかのぼって加入ができません。

<対象となる方>

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(※)に在学する学生等で、学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が基準以下の方または失業等の理由がある方です。

※ 各種学校 → 学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程

(なお、一部の海外大学の日本分校も対象となります。詳しくは年金事務所までお問い合わせください。)

<所得の目安> ……118万円 + { (扶養親族の数) × 38万円 } で計算した額以下である場合

【申請時の注意点】

● 申請できる期間

- ・ 過去期間は申請書が受理された月から2年1カ月前(すでに保険料が納付済の月を除く)まで、将来期間は年度末まで申請できます。
- ・ ただし、1枚の申請書で申請できるのは、4月から次の年の3月までの12カ月間となりますので、必要に応じて複数の申請書を提出してください。(1年度=4月~翌年3月)

例：平成29年5月に、平成27年4月から平成30年3月までの期間を申請する場合、

①平成27年度分(平成27年4月~28年3月)

②平成28年度分(平成28年4月~29年3月)

③平成29年度分(平成29年4月~30年3月)の3枚の申請書が必要となります。

なお、この例の場合は、平成27年3月以前は時効により申請できません。

※ 過去期間は2年1カ月前まで申請できますが、申請が遅れると障害年金を受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請をしてください。

● 添付書類

次の書類を添付してください。

- ・ 在学期間がわかる学生証のコピー(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーを含む)または在学証明書(原本)
- ・ 年金手帳(氏名記載ページ)のコピー
- ・ 失業等の理由により申請を行う場合は、失業した事実が確認できる書類

【申請書の提出先】

- この申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所(郵送による提出も可能)です。
- 学生納付特例事務法人(在学している教育施設に設置されている場合)へ申請を委託することもできます。
- 3枚目は本人控ですので、お手元に保管してください。
- ※ 郵送の場合、受付印のある本人控が必要な方は、2枚目3枚目と一緒に、宛名の記入と所要額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。受付印を押印のうえ「本人控」をご返送いたします。

【申請書提出後の注意点】

- 審査後に決定通知書を送付します。決定通知書が届くまでの間は、文書や電話、訪問により保険料の納付をご案内する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 納付のご案内は、日本年金機構から委託された民間事業者が、平日だけでなく、土日や夜間も行っていきます。

3枚目 **本人控** の裏面の注意事項も必ずお読みください。

(7) 国民年金保険料学生納付特例申請書

記入例

※ 学生納付特例の申請年度は4月から翌年3月までです。

国民年金保険料学生納付特例申請書

日本年金機構理事長 へて 平成〇〇年〇〇月〇〇日
以下のとおり学生納付特例を申請します。
また、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。
この申請に必要な本人に関する情報（所持情報、生活保護受給情報等）の提供について、市区町村（前住所等を含む）及び日本年金機構に委託します。

〒123-4567

(※1) 住所: 〇〇市〇〇区 〇〇 1-2-3

被保険者氏名: 国年 太郎

「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄(※1)
○提出年月日を記入してください。
○住民票の住所を記入してください。

申請前に、記入もれ、記入誤りがないかを再度ご確認ください。(記入もれや記入誤りが判明した場合は、書類の返戻やさかのぼって学生納付特例の承認が取り消し等となります。)

基礎年金番号(10桁)で申請する場合は「①個人番号(または基礎年金番号)」に左詰めで記入してください。

A 基本情報	① 個人番号(または基礎年金番号)	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	② 生年月日	5 昭和 0 4 0 5 2 0 6 平成
	③ 氏名	(7)姓 国年 (8)名 太郎	④ 電話番号	1 自宅 00-0000-0000 2 携帯 00-0000-0000 3 勤務先 4 その他

「⑤申請期間」欄(※2)
○年度を超えない範囲で記入してください。

(例:平成29年4月から平成30年3月まで)

年度単位での申請となるため、複数の年度分を申請する場合は、複数の申請書を提出してください。
なお、過去期間については、2年1ヵ月前まで申請することができます(20歳以上で学生である場合)。

B 申請内容	⑤ 申請期間	平成 〇〇 年 〇〇 月から 平成 〇〇 年 〇〇 月まで	
	⑥ 在学予定期間	(入学年月) 平成 〇〇 年 〇〇 月から (卒業予定年月) 平成 〇〇 年 〇〇 月まで	
	⑦ 学校の名称	〇〇 大学	⑧ 学校の所在地 東京都 杉並区 〇〇町
	⑨ 税申告の有無	1. あり 2. なし 3. 不明	⑩ 前年所得 ① なし 2. あり(118万円以下) 3. あり(118万円超) ⇒16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし)
	⑪ 特例認定区分	1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他()	
⑫ 備考			

記入欄	申請年度	審査の対象となる前年所得
平成27年度分	平成27年4月～平成28年3月	平成28年4月の所得
平成28年度分	平成28年4月～平成29年3月	平成29年4月の所得
平成29年度分	平成29年4月～平成30年3月	平成30年4月の所得

「⑥在学予定期間」欄
○入学年月から卒業予定年月を記入してください。

「⑦学校の名称」欄

○学校名を記入してください。

「⑧学校の所在地」欄

○都道府県名・市区区名・町村名まで記入してください。

「⑨税申告の有無」欄

○税申告(住民税申告・確定申告等)を行っている場合は「1. あり」、行っていない場合は「2. なし」、分からない場合は「3. 不明」に○を記入してください。

「⑩前年所得」欄(※3)

○必ず記入してください。

○<所得=(収入-必要経費)>です。

また、「3. あり(118万円超)」の場合は、税申告が必要になります。「⑨税申告の有無」が「2. なし」又は「3. 不明」の場合は、市区町村に税の申告又は申告状況の確認をしてください。なお、申告方法等の詳細については、お住まいの市区町村にご確認ください。

○「3. あり(118万円超)」に○を記入した場合は、16歳以上19歳未満の扶養親族の(あり・なし)についても○を記入してください。

※ 前年度分を申請するときは、前々年所得について該当するものに○を記入してください。

「⑪特例認定区分」欄(※4)

○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日(離職日の翌日)を記入のうえ、失業前の雇用保険加入の(あり・なし)に○を記入してください。なお、証明書類(雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピーなど)を添付してください。

○災害(震災、風水害、火災など)を受けたために申請するときは、「2. 天災等」に○を記入してください。

○生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護(外国籍の方)、特別障害給付金を受け取っていることを理由として申請するときは、「3. その他」に○を記入したうえで、手続きの詳細についてお近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の年金担当窓口へご相談ください。

「⑫備考」欄

○税申告された住所地(申告年の1月1日時点等)が現住所と異なる場合は、その住所を記入してください。

○申請を希望する年度中の一部の期間に限る申請、生活保護法による生活扶助以外の扶助等を受け取っている場合の申請については、その旨を記入してください。

※ 3枚目(本人控)の裏面(注意事項)の1(4)をお読みいただき、該当する場合に記入してください。

(7) 国民年金保険料学生納付特例申請書

留書コード 623 634	処理区分 3 5	届書
---------------------	----------------	----

国民年金保険料学生納付特例申請書

日本年金機構理事長 あて 平成 年 月 日

以下のとおり学生納付特例を申請します。
また、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てます。
この申請に必要な本人に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）及び日本年金機構に委託します。

〒 ー

住所： _____

被保険者氏名： _____ (被保険者本人が自署した場合は押印は不要です)

学生納付特例事務法人等	市区町村	日本年金機構

基礎年金番号（10桁）で申請する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」に左詰めで記入してください。

A. 基本情報	① 個人番号 (または基礎年金番号)		② 生年月日	5. 昭和 7. 平成				
	③ 氏名	(フリガナ)	④ 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他	ー	ー		

B. 申請内容	⑤ 申請期間 (学生納付特例を受 けようとする期間)	平成 年 月から 平成 年 月まで						
	⑥ 在学予定 期間	(入学年月) 平成 年 月から (卒業予定年月) 平成 年 月まで						
	⑦ 学校の名称			⑧ 学校の 所在地	都 道 府 県			
	⑨ 税申告の 有無	1. あり 2. なし 3. 不明	⑩ 前年所得	1. なし 2. あり（118万円以下） 3. あり（118万円超） ⇒16歳以上19歳未満の 扶養親族（あり・なし）				
	⑪ 特例認定 区分(※1)	1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入（あり・なし） 2. 天災等 3. その他（ ）						
⑫ 備考								

※ ⑩欄は「所得の申立書」として取り扱います。必ず記入してください。

学生証のコピー貼付欄

留意事項

- 学生証裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も必要です。
- 学生証のコピーをA4判で添付される場合は、この欄に貼り付ける必要はありません。
- 在学証明書を添付される場合は、学生証のコピーを貼り付ける必要はありません。

職員 記入欄	申請年月日	承認期間 (始期)	承認期間 (終期)	法免消滅年月日	特例 区分	在学予定年月	所得 有無	審査 区分	申請 年度	審査 結果	送信
								1			

1803 1031 013

(7) 国民年金保険料学生納付特例申請書

本人控

国民年金保険料学生納付特例申請書

日本年金機構理事長 あて 平成 年 月 日

以下のとおり学生納付特例を申請します。
また、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。
この申請に必要な本人に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の提供について、市区町村（前住所等を含む）及び日本年金機構に委託します。

〒 ー

住所： ー

被保険者氏名： ー

（被保険者本人が自署した場合は押印は不要です）

学生納付特例事務法人等

市区町村

日本年金機構

A. 基本情報

① 個人番号
（または基礎
年金番号）

ー

② 生年月日

5. 昭和
7. 平成

ー 年 ー 月 ー 日

③ 氏名

（フリガナ） ー

④ 電話番号

1. 自宅
2. 携帯電話
3. 勤務先
4. その他

ー

B. 申請内容

⑤ 申請期間
（学生納付特例を要
し、かつ、学生納付特例を
受ける期間）

平成 年 月から 平成 年 月まで

⑥ 在学予定
期間

（入学年月） 平成 年 月から （卒業予定年月） 平成 年 月まで

⑦ 学校の名称

⑧ 学校の
所在地

都 道
府 県

⑨ 税申告の
有無

1. あり
2. なし
3. 不明

⑩ 前年所得

1. なし 2. あり（118万円以下） 3. あり（118万円超）
⇒16歳以上19歳未満の
扶養親族（あり・なし）

⑪ 特例認定
区分（※）

1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入（あり・なし） 2. 天災等 3. その他（ ）

⑫ 備考

※ ⑩欄は「所得の申告書」として取り扱います。必ず記入してください。

学生納付特例を申請された方へ

① 結果通知について

日本年金機構からおおむね2～3カ月後に審査結果が送付されます。
それまでの間、保険料納付の催告状等が送付される場合がありますのであらかじめご了承ください。
また、年度当初の申請については、前年所得が確定する6月以降に日本年金機構（年金事務所）で所得審査を行う場合があるため、決定通知書の送付がさらに遅くなる場合があります。あらかじめご了承ください。
※ 学生納付特例を申請した期間であっても、この申請を行う前に納付していただいた保険料は還付できません。

② 承認期間

日本年金機構から送付される審査結果（承認通知）でご確認ください。

③ 申請が却下された場合

保険料の納付が必要です。
納付書がない場合は、日本年金機構（年金事務所）で再発行しますので、お近くの年金事務所へご連絡ください。

④ 学生でなくなった場合

学生納付特例の承認を受けた期間について、学生でなくなったときは、免除等の申請を行うことができます。

⑤ 来年度も学生であった場合

学生納付特例を希望する場合は、4月以降すみやかに申請してください。

保険料の後払い（追納）について

学生納付特例の承認を受けた期間は、10年以内であれば申出により保険料を後払い（追納）することができます。
詳しくは、裏面の4. をご覧ください。

1803 1031 013

(7) 国民年金保険料学生納付特例申請書

(注 意 事 項)

1. 記入について

- ①黒ボールペン等で記入してください。
②「⑨税申告の有無」欄および「⑩前年所得」欄は、申請する年度に対応する状況について、該当する選択肢に○を記入してください。

なお、前年所得について過小に申し立てたときは、国民年金法等により罰せられる場合があります。

③特例認定について

- ①失業したこと等により申請を行うときは、「①特例認定区分」欄の「1. 失業」に○を記入の上、該当年月日および雇用保険加入の有無を記入してください。

※ 失業による申請については、事由が発生した前月から事由が発生した年の翌々年の3月までの期間について学生納付特例を申請することができます。ただし、他の事由による申請と同様に翌4月を超える将来期間については翌4月以降に改めて申請が必要です。

- ②災害（震災、風水害、火災その他これらに類する災害）を申請者または配偶者の属する世帯が受けたことにより申請を行うときの記入方法等については、市区町村窓口または年金事務所に相談ください。

※ 災害による申請については、事由が発生した前月から事由が発生した年の翌々年の3月までの期間について学生納付特例を申請することができます。ただし、他の事由による申請と同様に翌4月を超える将来期間については翌4月以降に改めて申請が必要です。

- ④「⑯備考」欄には、次の①～③に該当する場合に、その内容を記入してください。

- ①申請を希望する年度中の一部の期間（失業後の期間等）に限り申請する場合は、その旨を記入してください。

※ 一部の期間に限定した申請については、失業等の理由が発生した月の前月から審査を行います。

- ②生活保護法による生活扶助以外の扶助または特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を受け取っている場合は、その名称および受給開始年月を記入してください。

- ③申請する年度分の直前の1月1日時点の住所と申請時点の住所が違う場合は、その1月1日時点の住所を必ず記入してください。

2. 添付書類について

- ①この申請書には、**年金手帳（氏名の記載ページ）の写し**もしくは基礎年金番号通知書の写しを添付または原本の提示をしてください。ただし、初めて国民年金の資格を取得された方が、資格取得届の届け出と同時にこの申請書を提出される場合は、添付の必要はありません。

- ②この申請書には、**在学期間がわかる学生証のコピー**（裏面に有効期限、学年、入学期月日の記載がある場合は裏面のコピーを含む）または**在学証明書（原本）**を添付してください（学生納付特例事務法人等が設置する教育施設に申請を委託する場合は、このコピーの添付は不要です）。ただし、各種学校（修業年限が1年以上の課程に限る）にあつては、修業年限が1年以上の課程に在学していることを証明する書類（在学証明書等で証明できる場合は必要ありません）を添付してください。

なお、**過去の年度分を申請する場合で、学生証では在学期間がわからない場合は、在学期間がわかる在学証明書を添付**してください。

- ③**失業したこと等により申請を行うときで、雇用保険の被保険者であった方は、失業した事実が確認できる雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票等のコピーを添付**してください。

※ 個人番号（マイナンバー）により申請を行う際の添付書類について

申請者本人が窓口で申請書を提出する場合は、**マイナンバーカード（個人番号カード）**を提示してください。お持ちで無い場合は、以下の①および②を提示してください。なお、郵送で申請書を提出する場合は、**マイナンバーカードの表・裏両面または①および②のコピーを添付**してください。

- ①マイナンバーが確認できる書類：通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し

- ②身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど

また、事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方については次の書類等のコピーを添付してください。（※②から⑤までについては、あわせて失業の状態にあることの申し立てが必要となります。）

- ① 総合支援資金の貸付決定通知書のコピーおよびその申請をした時の添付書類のコピー
② 履歴事項全部証明書または閉鎖事項全部証明書
③ 税務署等への異動届出書、個人事業の開業等届出書または事業廃止届出書のコピー（受付印のあるものに限る。）
④ 保健所への廃止届出書（控）（受付印のあるものに限る。）または廃止届証明書
⑤ その他、公的機関が交付する証明書等であつて、失業の事実が確認できる書類

- ④生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることを理由に申請するときは、その事実を確認できる公的機関の証明書の写しを添付してください（当該公的機関の証明書を市区町村役場の窓口等に提示した場合は、その写しの添付は不要です）。

3. 学生納付特例事務法人等への申請の委託

学生納付特例事務法人等が設置する教育施設に申請を委託する場合は、学生納付特例事務法人等にこの申請書を提出した時に申請したこととなります。

4. 学生納付特例の承認を受けた期間に係る保険料の追納について

学生納付特例が承認された期間は、10年以内であれば申出により保険料をあとから納めること（追納）ができ、追納した期間は、保険料を全額納付した場合と同じ取扱いになります。追納する対象期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認されていた期間の当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

なお、追納保険料は追納が承認された期間のうち先に経過した月（古い月分）から納付することとなります。

5. 留意事項

- ①20歳になられたばかりで加入の手続きをされていない場合は、加入の手続きをされた上、学生納付特例の申請をしてください。

- ②海外留学（おおむね1年以上）している期間は、強制加入の対象ではないため学生納付特例の申請ができません。

- ③**申請後、日本年金機構からおおむね2～3カ月後に審査結果が送付**されます。それまでの間、保険料納付の催告状等が送付される場合がありますので予めご承知ください。

- ④申請日以降に、申請期間にかかる保険料を納付された場合は、後日お返し（還付）します。申請日以降に納付を希望される場合は、年金事務所にご連絡ください。

- ⑤申請が却下となった場合は、保険料の納付が必要となります。納付書がない場合は、再発行しますので、年金事務所までご連絡ください。

- ⑥学生納付特例の承認期間中に学生でなくなった場合は、必ず学生納付特例の不該当の届出を行ってください。

- ⑦この制度の対象となる学生等ではないことが事後に判明したときは、改めて免除・納付猶予申請書の提出をお願いすることになります。その場合、この申請を受理した日に国民年金保険料免除・納付猶予の申請があったものとみなします。

- ⑧修正申告等で前年所得が変更となったときは、年金事務所までご連絡ください。

(8) 国民年金保険料学生納付特例取消申請書／不該当届

届書コード 6 3 6 1	届書	事務センター長/ 所長	副事務センター長/ 副所長	グループ長/ 課(室)長	担当者

国民年金保険料学生納付特例取消申請書／不該当届

① 個人番号(または基礎年金番号) 	② 生年月日 う	送信	氏名 (フリガナ)
③ 申請年月日 7. 平成	④ 取消/不該当区分 0: 取消 1: 不該当	⑤ 学生納付特例不該当年月 7. 平成	送信
備考			

1. 基礎年金番号(10桁)で申請(届出)する場合は「①個人番号」に左詰めで記入してください。
 2. ①欄に基礎年金番号を記入した場合は年金手帳を添付してください。
 3. 取消申請書として提出いただく場合、⑤欄は記入不要です。

【個人番号(マイナンバー)により申請(届出)する際の添付書類について】
 本人が窓口で申請書(届書)を提出する場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)を提示してください。
 お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※1。
 ① マイナンバーが確認できる書類：通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し
 ② 身元(実存)確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど※2
 ※1 郵送で申請書(届書)を提出する場合は、マイナンバーカード表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。
 ※2 上記以外の②身元(実存)確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

上記のとおり申請(届出)します。 平成 年 月 日 日本年金機構理事長 あて 住所 _____ 氏名 _____ 印 電話番号 _____	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">市区町村</td> <td style="width: 50%;">日本年金機構</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> </tr> </table>	市区町村	日本年金機構		
市区町村	日本年金機構				

様式コード			
4	6	2	4



日本年金機構理事長 あて 平成 年 月 日

住所：_____

氏名： _____ (被保険者本人が自署した場合は押印は不要です)

日本年金機構

A 被保険者	① 個人番号 (または基礎年金番号)									② 生年月日	5. 昭和					7. 平成					年	月	日														
	③ 氏名 (フリガナ)									④ 電話番号	1. 自宅							2. 携帯電話							3. 勤務先							4. その他					

B. 由	(5) 追納申込期間 1 (自～至)	7. 平成				～	7. 平成				⑥ 分割区分	0. 全部一括 1. 1 力月分毎 2. 2 力月分毎	3. 3 力月分毎 4. 4 力月分毎 5. 6 力月分毎	(7) 職員 記載欄
	(8) 追納申込期間 2 (自～至)	7. 平成				～	7. 平成				⑨ 分割区分	0. 全部一括 1. 1 力月分毎 2. 2 力月分毎	3. 3 力月分毎 4. 4 力月分毎 5. 6 力月分毎	(10) 職員 記載欄
	(11) 追納申込期間 3 (自～至)	7. 平成				～	7. 平成				⑫ 分割区分	0. 全部一括 1. 1 力月分毎 2. 2 力月分毎	3. 3 力月分毎 4. 4 力月分毎 5. 6 力月分毎	(13) 職員 記載欄
	(14) 追納申込期間 4 (自～至)	7. 平成				～	7. 平成				⑮ 分割区分	0. 全部一括 1. 1 力月分毎 2. 2 力月分毎	3. 3 力月分毎 4. 4 力月分毎 5. 6 力月分毎	(16) 職員 記載欄

⑰ 変更前氏名		⑱ 氏名変更 年月日	7、平成						
⑲ 変更前住所		㉑ 住所変更 年月日	7、平成						
㉒ 備考									

- 追納が承認された場合は、**通知書と納付書**が送付されます。
- 追納は追納が承認された期間のうち、**古い月分**から納めなければなりません。
※ 新しい月分を納められたときは、保険料を還付することになります。
- 納付書に記載がある**期限**までに必ず納めてください。
※ 期限を超えたときは、**納められた保険料**を還付することになります。

本人が窓口で申込書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。
お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※1。

- ※2 上記以外の②身元(実存)確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

(10) 国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書

記入例

届書コード	6	5	4	1
-------	---	---	---	---

国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書

年金事務所長 あて

平成〇〇年〇〇月〇〇日

私は、下記国民年金保険料をクレジットカードにより定期的に納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納付書は、指定の指定代理納付者へ送付してください。

1. 被保険者の基礎年金番号・指定クレジットカード等

基礎年金番号（10桁）で申出する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」に左詰めで記入してください。

太枠線内のみ記入、押印してください。

国民年金被保険者	① 個人番号（または基礎年金番号）												② 生 年 月 日				送 信				
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2												5 0 0 1 0 1								
	被 保 険 者 氏 名												③ 電 話 番 号 種 別					④ 電 話 番 号			
	国 年 太 郎												① 自宅 3 勤務先 2 携帯 4 その他					× × × - 1 2 3 - 4 5 6 7			
指定クレジットカード	住 所												〇〇郡〇〇町〇〇4-11-15				送 信				
	〒 111-1111																				
	⑤ カ ー ド 番 号 （右詰めで記入）												⑥ カ ー ド 有 効 期 限								
	3 4 5 6 - 7 8 9 0 - 1 2 3 4 - 5 6 7 8												0 8 月 / 2 0 2 0 年								
※ ⑦ 納 付 方 法												⑧ クレジットカード名義人氏名				送 信					
1 毎月納付 2 6カ月前納 3 1年前納 5 2年前納												ICHIRO KOKUNEN									
クレジットカード名義人氏名（印）												被保険者との続柄									
国 年 一 郎												父									
ご利用いただくクレジットカードに〇印をつけてください。												電 話 番 号				送 信					
① アメリカン・エクスプレス 2. イオンクレジット 3. NC日商準 5. Orico 6. セゾン 7. JCB 9. ダイオースクラブ 10. ジャックス 11. 東急 13. 日専連 14. 三井住友 15. 三菱UFJニコス 17. ライフ 18. 楽天 19. UC												× × × - 2 3 4 - 5 6 7 8									
本人以外の場合に記入してください。 （被保険者との続柄が本人・配偶者以外の場合は、クレジットカード名義人に対して、電話または書面による同意確認を行っています。）																					

納付方法の説明	1. 毎月納付	毎月末日に当月分の保険料を指定代理納付者（クレジットカード会社）が立替納付します。
	2. 6カ月前納	4月分から9月分の保険料を4月末日、10月分から翌年3月分の保険料を10月末日に指定代理納付者（クレジットカード会社）が立替納付します。その場合の保険料納額は、6カ月前納による割引額が適用された額となります。 ※4月分から9月分の保険料の前納を希望する方は2月末日まで、10月分から翌年3月分の保険料の前納を希望する方は8月末日までにそれぞれお申し込みください。2月末日までご訂正に合わなかった場合は9月まで、8月末日までに間に合わなかった場合は、翌年3月まで毎月納付の取扱いとなります。
	3. 1年前納 5. 2年前納	4月分から翌年3月または翌々年3月分の保険料を4月末日に指定代理納付者（クレジットカード会社）が立替納付します。その場合の保険料納額は、1年前納または2年前納による割引額が適用された額となります。 ※2月末日までお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年3月まで毎月納付の取扱いとなります。

（注）納付方法で2年前納、1年前納及び6カ月前納を希望する場合は、ご利用になるクレジットカードの利用限度額が前納金額を上回っている必要がありますので、ご注意ください。また、支払回数は1回払いのみとさせていただきます（分割払い、リボ払い等はご利用になれません）。

2. 対象保険料：国民年金保険料

※過去の未払い分の保険料、一部免除（一部納付）されている期間の保険料を納める場合には、クレジットカード納付はご利用いただけません。

（注）提出はお近くの年金事務所へお願いします。

その際、もう一度、クレジットカード番号等の確認をお願いします。

※2枚目は控えですので提出せず、お手元に保管してください。

【裏面もご覧ください】

お知らせ

1803 1031 015

(10) 国民年金保険料クレジットカード納付(変更) 申出書

届書コード 6 5 4 1		年金事務所用		決 裁 平 成 年 月 日 平 成 年 月 日			
				平 成 年 月 日			

国民年金保険料クレジットカード納付(変更) 申出書

年金事務所長 あて

私は、下記国民年金保険料をクレジットカードにより定期的に納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納付書は、指定の指定代理納付者へ送付してください。

1. 被保険者の基礎年金番号・指定クレジットカード等

基礎年金番号(10桁)で申出する場合は「①個人番号(または基礎年金番号)」に左詰めで記入してください。

国民年金被保険者	① 個人番号(または基礎年金番号)		② 生 年 月 日		送 信
	被 保 険 者 氏 名		③ 電 話 番 号 種 別		
	(白書の場合は押印不要)		1 自宅 3 勤務先 2 携帯 4 その他		
指定クレジットカード	住 所		④ 電 話 番 号		送 信
	〒 -		-		
	⑤ カ ー ド 番 号 (右詰めで記入)		⑥ カ ー ド 有 効 期 限		
			月 / 2 0 年		
指定クレジットカード	※ ⑦ 納 付 方 法		⑧ クレジットカード名義人氏名		送 信
	1 毎月納付 2 6カ月前納 3 1年前納 5 2年前納		※ クレジットカードに表示のローマ字で記入してください。		
	クレジットカード名義人氏名(白書)		被保険者との続柄		
	※ クレジットカード名義人本人が署名してください。		電 話 番 号		
ご利用いただくクレジットカードに〇印をつけてください。 1. アメリカン・エクスプレス 2. イオンクレジット 3. NC日商連 4. OC 5. Orico 6. セゾン 7. JCB 8. セディナ 9. ダイナースクラブ 10. ジャックス 11. 東急 12. トヨタファイナンス 13. 日東神 14. 三井住友 15. 三菱UFJニコス 16. UCS 17. ライフ 18. 楽天 19. UC 20. VISA 21. Master					
納付方法の説明	1. 毎月納付	毎月末日に当月分の保険料を指定代理納付者(クレジットカード会社)が立替納付します。			
	2. 6カ月前納	4月分から9月分の保険料を4月末日、10月分から翌年3月分の保険料を10月末日に指定代理納付者(クレジットカード会社)が立替納付します。その場合の保険料滞額は、6カ月前納による割引適用された額となります。 ※4月分から9月分の保険料の前納を希望する方は2月末日まで、10月分から翌年3月分の保険料の前納を希望する方は8月末日までにそれぞれ申し込みください。2月末日までに間に合わなかった場合は10月まで、8月末日までに間に合わなかった場合は、翌年3月まで毎月納付の取扱いとなります。			
	3. 1年前納 5. 2年前納	4月分から翌年3月分または翌々年3月分の保険料を4月末日に指定代理納付者(クレジットカード会社)が立替納付します。その場合の保険料滞額は、14年前または24年前納による割引適用された額となります。 ※2月末日までは申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年3月まで毎月納付の取扱いとなります。			

(注) 納付方法で2年前納、1年前納及び6カ月前納を希望する場合は、ご利用になるクレジットカードの利用限度額が前納金額を上回っている必要がありますので、ご注意ください。また、支払回数は1回払いのみとさせていただきます(分割払い、リボ払い等はご利用になれません)。

2. 対象保険料：国民年金保険料

※過去の未払い分の保険料、一部免除(一部納付)されている期間の保険料を納める場合には、クレジットカード納付はご利用いただけません。

(注) 提出はお近くの年金事務所へお願いします。

その際、もう一度、クレジットカード番号等のご確認をお願いします。

※2枚目は控えですので提出せず、お手元に保管してください。

職員チェック欄：☐ 特定業務契約職員 ☐ 職員 ☐ その他

1 枚目
1803 1031 015

(10) 国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書

被保険者控用

国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書（控）

年金事務所長 あて

平成 年 月 日

国民年金保険料クレジットカード納付に関する約定については裏面をご参照ください。

1. 被保険者の基礎年金番号・指定クレジットカード等

基礎年金番号（10桁）で申出する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」に左詰めで記入してください。

国民年金被保険者	① 個人番号（または基礎年金番号）										② 生 年 月 日										送 信										
											5 昭和 7 平成																				
	被 保 険 者 氏 名										③ 電 話 番 号 種 別											④ 電 話 番 号									
	(自署の場合は押印不要)										1 自宅 3 勤務先 2 携帯 4 その他											— —									
指定クレジットカード	住 所										⑤ カ ー ド 番 号 (右詰めで記入)										⑥ カ ー ド 有 効 期 限										
	〒 —																				月 / 2 0 年										
	※ ⑦ 納 付 方 法										⑧ クレジットカード名義人氏名																				
	1 毎月納付 2 6カ月前納 3 1年前納 5 2年前納										※ クレジットカードに表示のローマ字で記入してください。																				
	クレジットカード名義人氏名（自署）										被保険者との続柄										電 話 番 号										送 信
	※ クレジットカード名義人本人が署名してください。																				— —										
	ご利用いただくクレジットカードに○印をつけてください。																														
	1. アメリカン・エクスプレス 2. イオンクレジット 5. Orico 6. セゾン 9. ダイナースクラブ 10. ジャックス 13. 日専連 14. 三井住友 17. ライフ 18. 楽天 21. Master										3. NCB商連 7. JCB 11. 東急 12. トヨタファイナンス 15. 三菱UFJニコス 16. UCS 19. UC 20. VISA																				

納付方法の説明	1. 毎月納付	毎月末日に当月分の保険料を指定代理納付者（クレジットカード会社）が立替納付します。
	2. 6カ月前納	4月分から9月分の保険料を4月末日、10月分から翌年3月分の保険料を10月末日に指定代理納付者（クレジットカード会社）が立替納付します。その場合の保険料額は、6カ月前納による割引額が適用された額となります。 ※4月分から9月分の保険料の前納を希望する方は2月末日まで、10月分から翌年3月分の保険料の前納を希望する方は8月末日までにそれぞれお申し込みください。2月末日までに間に合わなかった場合は9月まで、8月末日までに間に合わなかった場合は、翌年3月まで毎月納付の取扱いとなります。
	3. 1年前納 5. 2年前納	4月分から翌年3月分または翌々年3月分の保険料を4月末日に指定代理納付者（クレジットカード会社）が立替納付します。その場合の保険料額は、1年前納または2年前納による割引額が適用された額となります。 ※2月末日までに申し込まない場合は、翌年3月まで毎月納付の取扱いとなります。

(注) 納付方法で2年前納、1年前納及び6カ月前納を希望する場合は、ご利用になるクレジットカードの利用限度額が前納金額を上回っている必要がありますので、ご注意ください。また、支払回数は1回払いのみとさせていただきます（分割払い、リボ払い等はご利用になれません）。

2. 対象保険料：国民年金保険料

※過去の未払い分の保険料、一部免除（一部納付）されている期間の保険料を納める場合には、クレジットカード納付はご利用いただけません。

(注) 提出はお近くの年金事務所へお願いします。

その際、もう一度、クレジットカード番号等の確認をお願いします。

※2枚目は控えですので提出せず、お手元に保管してください。

【裏面もご覧ください】

2枚目

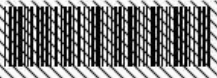
1803 1031 015

(11) 国民年金被保険者住所変更報告書（転出）・取消報告書

國民年金被保險者住所變更
報告書(轉出)
取消報告書

報告コード		基礎区分		記載		報告コード		報告区分		記載		報告コード		報告区分		記載	
2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1
国民年金被保険者住所変更 報告書(転出) 取消報告書																	
※ 基礎年金番号(10桁)で報告する場合は「⑦個人番号」欄に左詰めで記入してください。																	
※ 基礎年金番号(10桁)で報告する場合は「⑦個人番号」欄に左詰めで記入してください。																	

(12) 国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書【おもて面】

様式コード		4 2 2 1								
訂正 国民年金被保険者資格関係記録 追加 報告書 取消										
日本年金機構理事長 あて 報告日：平成 年 月 日 以下のとおり報告します。 市区町村コード： 市区町村名：										
日本年金機構										
A. 被保険者	① 個人番号 (または基礎年金番号)									
	② 生年月日	5. 昭和	7. 平成							
	③ 氏名	(フリガナ)								
	④ 性別	1. 男性 2. 女性								
⑤ 住所										
B. 報告事項	⑥ 届書種類・番号	訂正前の資格記録				訂正後の資格記録				
	資格関係 記録訂正 報告書	(14)	記録種類	年月日	種別	記録種類	年月日	種別	理由	
			⑦ 取得記録 1	5. 昭和 7. 平成		⑧ 取得記録 1	5. 昭和 7. 平成			
			⑨ 喪失記録 1	5. 昭和 7. 平成		⑩ 喪失記録 1	5. 昭和 7. 平成			
			⑪ 取得記録 2	5. 昭和 7. 平成		⑫ 取得記録 2	5. 昭和 7. 平成			
			⑬ 喪失記録 2	5. 昭和 7. 平成		⑭ 喪失記録 2	5. 昭和 7. 平成			
			⑮ 喪失予定に対応する取得年月日	⑯ 喪失予定年月日	⑰ 区分					
	資格関係 記録追加 報告書	(15)	追加または取消する資格記録							
			対象記録	年月日	種別	理由	対象記録	年月日	種別	理由
			⑦ 取得記録 1	5. 昭和 7. 平成			⑧ 喪失記録 1	5. 昭和 7. 平成		
			⑨ 取得記録 2	5. 昭和 7. 平成			⑩ 喪失記録 2	5. 昭和 7. 平成		
			⑪ 取得記録 3	5. 昭和 7. 平成			⑫ 喪失記録 3	5. 昭和 7. 平成		
			⑬ 取得記録 4	5. 昭和 7. 平成			⑭ 喪失記録 4	5. 昭和 7. 平成		
	資格関係 記録取消 報告書	(16)	⑮ 喪失予定に対応する取得年月日	⑯ 喪失予定年月日	⑰ 区分	⑱ 65歳以上申込区分	⑲ 65歳前喪失者区分			
			5. 昭和 7. 平成	5. 昭和 7. 平成						
生年月日 訂正報告書	(17)	⑦ 訂正前の生年月日		⑧ 訂正後の取得年月日		⑨ 種別				
性別 訂正報告書	(18)	⑦ 訂正前の性別		⑧ 訂正に至った事由(簡潔に記載)						
		1. 男性 2. 女性		1. 本人届出誤り 2. 市区町村報告誤り 3. その他()						
※ 市区町村・日本年金機構連絡網										

(12) 国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書【うら面】

各報告書にかかるコード表

資格関係記録訂正・追加・取消報告書		
取得記録 (訂正の場合⑦・⑧・⑪・⑫欄) (追加・取消の場合⑦・⑨・⑪・⑬欄) ※ 訂正前の場合は「理由」が不要	年月日	元号コード：明治「1」、大正「3」、昭和「5」、平成「7」 年月日：年、月、日とも2桁
	種別	第1号「1」、任意加入「2」、高齢任意加入「3」のいずれか
	理由	20歳到達(学生)「0」、資格取得届出もれ「1」、20歳到達(学生以外)「2」、厚生年金(共済含む)からの移行「3」、任意加入の申出「4」、その他「5」、中国残留邦人等「10」、外国からの転入「11」のいずれか
喪失記録 (訂正の場合⑨・⑩・⑬・⑭欄) (追加・取消の場合⑨・⑩・⑫・⑭欄) ※ 訂正前の場合は「理由」が不要	年月日	元号コード：明治「1」、大正「3」、昭和「5」、平成「7」 年月日：年、月、日とも2桁
	種別	資格喪失「5」、死亡「6」、任意脱退「7」、通老喪失「8」、高齢滞納喪失「9」のいずれか
	理由	厚生年金(共済含む)への移行「1」、任意加入対象者に該当「2」、その他「3」、任意喪失の申出「4」、期間満了「5」、中国残留邦人等非該当「10」、外国への転出「11」のいずれか
喪失予定に対応する取得年月日(⑮欄)		元号コード：明治「1」、大正「3」、昭和「5」、平成「7」 年月日：年、月、日とも2桁
喪失予定年月日(⑮欄)		
区分(⑮欄)		喪失予定年月日が65歳未満の場合に「1」
65歳以上申込区分(⑮欄) ※ 訂正の場合は不要		喪失予定年月日が65歳以上の場合に「1」
65歳前喪失者区分(⑮欄) ※ 訂正の場合は不要		65歳未満の高齢任意加入を申し込んでいる任意加入被保険者が、資格喪失する場合および高齢任意加入を取りやめる場合に「1」
生年月日訂正報告書		
訂正前の生年月日(⑦欄)	元号コード：明治「1」、大正「3」、昭和「5」、平成「7」 年月日：年、月、日とも2桁	
訂正後の取得年月日(⑧欄)		
種別(⑨欄)	第1号「1」、任意加入「2」、高齢任意加入「3」のいずれか	
性別訂正報告書		
訂正前の性別(⑦欄)	男性「1」、女性「2」のいずれか	
訂正に至った事由(⑧欄)	本人届出誤り「1」、市区町村報告誤り「2」、その他「3」のいずれか なお、その他を選択した場合は簡潔に理由を記載する	

(13) 国民年金納付記録訂正・追加・取消報告書 (処理票)

届書コード 6 7 3			処理区分 1 訂正 2 追加 3 取消			事務センター長/ 課長			副事務センター長/ 副課長			グループ長/ 課(室)長			担当者		
----------------	--	--	------------------------------	--	--	----------------	--	--	------------------	--	--	-----------------	--	--	-----	--	--

訂正
国民年金納付記録
追加
報告書(処理票)
取消

(市区町村名)

※ ① 個人番号(または基礎年金番号)												② 生年月日				氏名			
												1 明治 3 大正 5 昭和 7 平成				年 月 日 (7桁)			

※ 基礎年金番号(10桁)で報告する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

(年月単位で行う場合)

③ 対象とする期間												送信
自						至						
5. 昭和 7. 平成						5. 昭和 7. 平成						

訂正	収納年月日												送信
	④ 訂正前 5. 昭和 7. 平成												
追加	収納年月日												送信
	④ 追加 5. 昭和 7. 平成												
取消	収納年月日												送信
	④ 取消 5. 昭和 7. 平成												

過誤納表示	
スペース	過誤納としない場合
1	過誤納とする場合

基金・口座前納区分	
1	口座(1か月前納)
2	口座(上記1以外の前納)
3	基金振替(1ヶ月前納)
4	基金振替(6ヶ月又は1年前納)

特定事由申出表示	
スペース	特定事由申出以外
1	特定事由申出
2	特定事由(その他)申出
3	特定事由申出(多段階処理)

③ 対象とする年度												送信
5. 昭和 7. 平成												

納付記録						差額記録						特定事由申出表示	
納付		免除		付加		未納		免除					
④ 月額		月額		月額		⑤ 月額		月額		⑥		⑦	
訂正前		訂正前		訂正前		訂正前		訂正前		訂正前		訂正前	
訂正後		訂正後		訂正後		訂正後		訂正後		訂正後		訂正後	

保険料種別											
01	定額保険料	12	付加保険料前納	33	03、13の不足分	47	前納(振替) (4分の3免除)	59	4分の3免除に移る前納		
02	付加保険料	13	定+付加保険料前納	41	過納(全額免除)	51	前納(全額免除)	61	過納(全額免除)		
03	定+付加保険料	14	半額保険料前納	42	過納(半額免除)	52	前納(半額免除)	62	過納(半額免除)		
04	半額保険料	15	4分の3免除期間に係る保険料前納	43	過納(半額免除)	53	前納(半額免除)	71	過納(半額免除)		
05	4分の3免除期間に係る保険料	16	4分の1免除期間に係る保険料前納	44	過納(半額免除)	54	前納(半額免除)	72	過納(半額免除)		
06	4分の1免除期間に係る保険料	31	01、11の不足分	45	過納(半額免除)	55	前納(半額免除)	84	過納(半額免除)		
11	定額保険料前納	32	02、12の不足分	46	過納(半額免除)	56	前納(半額免除)	85	過納(半額免除)		

(14) 国民年金保険料関係記録訂正・追加・取消報告書（処理票）

6	7	2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
																														事務センター長/ 所長										事務センター長/ 副所長										グループ長/ 課(室)長										担当者																																										

訂正 追加 報告書(処理票)

国民年金保険料関係記録 取消

(市区町村名)

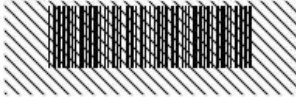
※ (1) 個人番号(または基礎年金番号)															(2) 生年月日															氏名														
															年 月 日																													
															送 信																													

※ 基礎年金番号(10桁)で報告する場合は「(1)個人番号(または基礎年金番号)」に左詰めで記入してください。

付加記録

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

(15) 国民年金関係報告書 【おもて面】

様式コード		4 1 0 1					
市区町村名 : 報告日 : ページ数 :				国民年金関係報告書			

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚

(15) 国民年金関係報告書【うら面】

国民年金関係報告書の項目説明

「留意事項」

- 同一被保険者に係る届書を複数記載する場合は、被保険者ごとにまとめて、該当年月日の古い届書から順番に記載してください。
- 電子媒体による報告と一致する項目については、国民年金適用関係届書作成仕様書の対応する項目を記載しています。
なお、※書きは国民年金適用関係届書作成仕様書の記載に追加する出力条件です。
- 記入欄のスペースの都合で電子媒体の出力可能文字数を下回することは差し支えありません。
なお、記入しきれない場合は、市町村・日本年金機構連絡欄を使用してください。
- 同一被保険者で複数の届書種類の報告を行う場合は、複数行使用します。

市区町村名	市区町村名を設定します。 なお、() 内には地方公共団体の都道府県コード+市区町村コードを「99999」で設定します。
報告日	報告書の作成日を元号コード+年月日(和暦)を「99 999999」で設定します。 元号コードと年月日の間にスペースを1つ設定します。 <元号コード> ・明治:「01」・大正:「03」・昭和:「05」・平成:「07」
届出年月日	国民年金適用関係届書作成仕様書の表4、2-1の項番60を参照してください。 ※ 免除該当届・免除理由消滅届以外の届書申請書についても設定して差し支えありません。
ページ数	該当ページ/総ページを設定します。
通番	報告日ごとに「00001」から始まる通番を設定します。
①個人番号	国民年金適用関係届書作成仕様書の表4、2-1の項番3を参照してください。 (個人番号をお持ちでない場合は基礎年金番号(表4、2-1の項番4)を設定します。) ※ 個人番号の場合は4桁ごとに、基礎年金番号の場合は4桁目の後ろにスペースを1つ設定します。
②生年月日	国民年金適用関係届書作成仕様書の表4、2-1の項番5を参照してください。 ※ 元号コードと年月日の間にスペースを1つ設定します。
③氏名(フリガナ)	国民年金適用関係届書作成仕様書の表4、2-1の項番8を参照してください。
氏名	国民年金適用関係届書作成仕様書の表4、2-1の項番9を参照してください。 なお、ローマ字氏名を設定する場合は、表4、2-1の項番54を参照してください。
④性別	国民年金適用関係届書作成仕様書の表4、2-1の項番10を参照してください。
⑤郵便番号	国民年金適用関係届書作成仕様書の表4、2-1の項番11を参照してください。
⑥電話種類	国民年金適用関係届書作成仕様書の表4、2-1の項番50を参照してください。
番号	国民年金適用関係届書作成仕様書の表4、2-1の項番51~53を参照してください。 ※ 項番51~53に対応する番号の間にスペースを1つ設定します。
⑦住所	国民年金適用関係届書作成仕様書の表4、2-1の項番12を参照してください。 ※ 対象被保険者の直近の住所を出力してください。
⑧国籍	国民年金適用関係届書作成仕様書の表4、2-1の項番56を参照してください。
⑨外国人通称名(フリガナ)	国民年金適用関係届書作成仕様書の表4、2-1の項番38を参照してください。
外国人通称名	国民年金適用関係届書作成仕様書の表4、2-1の項番39を参照してください。
⑩届書番号	国民年金適用関係届書作成仕様書の表4、2-1の項番1の「届書番号」を参照してください。
⑪該当年月日	国民年金適用関係届書作成仕様書の表4、2-1の項番13、16、18、19、34、40、57、59、63のうち、報告する届書に対応する項番を参照してください。 ※ 元号コードと年月日の間にスペースを1つ設定します。
⑫理由等	国民年金適用関係届書作成仕様書の表4、2-1の項番15、17、58、61、64のうち、報告する届書に対応する項番を参照してください。 ※ 住所変更届の場合は変更前住所、氏名変更届の場合は変更前氏名を設定してください。
⑬納付意思	国民年金適用関係届書作成仕様書の表4、2-1の項番62を参照してください。
市町村・日本年金機構連絡欄	国民年金適用関係届書作成仕様書の表4、2-1の項番65を参照してください。
⑭納付書	国民年金適用関係届書作成仕様書の表4、2-1の項番66を参照してください。

(16) 年金請求書 (国民年金・厚生年金保険老齢給付)

様式第101号

年金請求書 (国民年金・厚生年金保険老齢給付)

- 年金を受ける方が記入する箇所は (黄色) の部分です。
- 黒インクのボールペンで記入してください。鉛筆や、摩擦に伴う温度変化等により消色するインクを用いたペン等は使用しないでください。
- 代理人の方が提出する場合は、年金を受ける方が13ページにある委任状をご記入ください。

届書コード	届書
7	1

二次元コード

市区町村	実施機関等
受付年月日	受付年月日

1. ご本人(年金を受ける方)について、太枠内をご記入ください。

23 郵便番号			
フリガナ			
24 住所	市区	建物名	
フリガナ		性別	
21 氏名	(氏)	(名)	(印)

*ご本人が自ら署名する場合は、押印は不要です。
代理人等がご本人の氏名を記入した場合は、押印が必要です。

社会保険労務士の提出代行者印

1 個人番号*				2 生年月日	大正	昭和	年	月	日
電話番号1				電話番号2					

※個人番号(マイナンバー)については、14ページをご確認ください。
※基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。

*日中に連絡が取れる電話番号(携帯可)をご記入ください。
予備の電話番号(携帯可)があればご記入ください。

2. 年金の受取口座をご記入ください。貯蓄貯金口座または貯蓄預金口座への振込みはできません。

25 受取機関	フリガナ		
1. 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)	口座名義人氏名	(氏)	(名)
2. ゆうちょ銀行(郵便局)			

年金送金先	26 金融機関コード	28 支店コード	(フリガナ)	銀行 金庫 信組 農協 信連 信漁連 漁協	(フリガナ)	本店 支店 出張所 本所 支所
	29 預金種別	口座番号(左詰めで記入)				
	1普通 2当座					
	30 貯金通帳の口座番号					

27 支払局コード	0	1	0	1	6	0
-----------	---	---	---	---	---	---

※通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、口座番号の面)を添付する場合、証明は不要です。

(16) 年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）

3 ページを記入する際の注意事項

- 履歴はあなたがはじめて公的年金制度（表1）に加入したときから古い順にご記入ください。
- 事業所等の名称変更や所在地の変更、転勤などがあつたときは、そのことがわかるように、それぞれの事業所等毎に必要な事項をご記入ください。

《記入例》

詳しくわからないときでも、郡市区名まではご記入ください。

詳しくわからないときでも、年月まであるいは何年の夏とか冬までといったようにご記入ください。

加入していた年金制度が国民年金のときは、記入不要です。

社名だけでなく、支店・工場等についてもご記入ください。

履歴（公的年金制度加入記録） ※できるだけ詳しく、正確にご記入ください。					
1. 事業所等（勤務先等）の名称および所在地 （加入したときからその名称まで）	2. 事業所等（勤務先等）の所在地 （加入したときからその名称まで）	3. 加入期間（月）	4. 加入期間（年）	5. 加入期間（月）	6. 加入期間（年）
1. 〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇
2. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇
3. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇
4. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇
5. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇
6. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇
7. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇
8. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇
9. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇
10. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇
11. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇
12. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇
13. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇

わかる方のみ以下の事項をご記入ください。

- 各事業所等の
 - ・健康保険被保険者証
 - ・船員保険被保険者証
 - ・共済組合員証等の記号および番号

- 厚生年金保険の事業所の整理記号（アルファベット）および被保険者番号（健康保険組合の設立されている事業所等の場合）

船員保険に加入したことがある方で海軍徴用期間があつた場合は、その旨をご記入ください。

表1 公的年金制度

- ア. 国民年金
- イ. 厚生年金保険
- ウ. 船員保険（昭和61年4月以後を除く）
- エ. 国家公務員共済組合
- オ. 地方公務員等共済組合

- カ. 私立学校教職員共済
- キ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合
- ク. 恩給
- ケ. 地方公務員の退職年金に関する条例
- コ. 旧市町村職員共済組合

- ◆厚生年金基金に加入していた方へ
この年金請求書とは別に手続きが必要です。
- 基金に加入している（加入していた）期間については、厚生年金基金にお問い合わせください。
- 加入していた厚生年金基金の加入期間が10年未満で脱退された場合および加入していた厚生年金基金が解散している場合は企業年金連合会にお問い合わせください。

《企業年金連合会へのお問い合わせ先》
電話番号：0570-02-2666
※PHS・IP電話からは 03-5777-2666

- ◆国民年金基金に加入していた方へ
この年金請求書とは別に手続きが必要です。
- 基金に加入している（加入していた）期間については、国民年金基金にお問い合わせください。
- 中途脱退者（60歳になる前に基金を脱退した方。ただし、15年以上基金に加入した方を除く）は、国民年金基金連合会にお問い合わせください。

《国民年金基金連合会へのお問い合わせ先》
電話番号：03-5411-0211

(16) 年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）

3. これまでの年金の加入状況についてご記入ください。

(1) 次の年金制度の被保険者または組合員となったことがある場合は、枠内の該当する記号を○で囲んでください。

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ア. 国民年金 | カ. 私立学校教職員共済 |
| イ. 厚生年金保険 | キ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合 |
| ウ. 船員保険（昭和61年4月以後を除く） | ク. 恩給 |
| エ. 国家公務員共済組合 | ケ. 地方公務員の退職年金に関する条例 |
| オ. 地方公務員等共済組合 | コ. 旧市町村職員共済組合 |

(2) 年金制度の被保険者または組合員となったことがある場合は、下記の履歴欄にご記入ください。

履 歴（公的年金制度加入経過） ※できるだけ詳しく、正確にご記入ください。				
(1) 事業所（船舶所有者）の名称および 船員であったときはその船舶名	(2) 事業所（船舶所有者）の所在地 または国民年金加入時の住所	(3) 勤務期間または国 民年金の加入期間	(4) 加入していた 年金制度の種類	(5) 備 考
最		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
初		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
2		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
3		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
4		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
5		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
6		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
7		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
8		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
9		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
10		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	

(3) 改姓・改名をしているときは、旧姓名をご記入ください。

旧姓名	(フリガナ)		改姓・改名 した時期	昭和 平成	年	月	日
	(氏)	(姓)					

(16) 年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）

右の5ページを記入する際の注意事項

●5ページ(4)に記載いただく該当番号を下記番号から選択してください。

○昭和61年3月までの期間において国民年金に任意加入しなかった期間

- 1 配偶者が下記ア～キの制度の被保険者、組合員または加入者であった期間
- 2 配偶者が下記ア～キの制度の老齢年金または退職年金を受けることができた期間
- 3 本人または配偶者が下記ア～キの制度の老齢年金または退職年金の受給資格期間を満たしていた期間
- 4 本人または配偶者が下記ア～キの制度から障害年金を受けることができた期間
- 5 本人が下記ア～キの制度から遺族に対する年金を受けることができた期間
- 6 本人または配偶者が都道府県議会、市町村議会の議員および特別区の議会の議員ならびに国会議員であった期間
- 7 本人が都道府県知事の承認を受けて国民年金の被保険者とされなかった期間

○国民年金に任意加入しなかった期間

- 8 本人が日本国内に住所を有さなかった期間
- 9 本人が日本国内に住所を有した期間であって日本国籍を有さなかったため国民年金の被保険者とされなかった期間
- 10 本人が学校教育法に規定する高等学校の生徒または大学の学生等であった期間
- 11 本人が昭和61年4月以後の期間で下記ア～ケの制度の老齢または退職を事由とする年金給付を受けることができた期間
ただし、ウ～ケの制度等の退職を事由とする年金給付であって年齢を理由として停止されている期間は除く。

○その他の期間

- 12 本人が配偶者が下記以外の年金や恩給を受けていた期間
- 13 上記のいずれにも該当しない期間

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| ア. 厚生年金保険 | イ. 船員保険(昭和61年4月以後を除く) |
| ウ. 国家公務員共済組合 | エ. 地方公務員等共済組合 |
| オ. 私立学校教職員共済 | カ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合 |
| キ. 地方公務員の退職年金に関する条例 | ク. 国会議員互助年金法 |
| ケ. 地方議会議員共済法 | |

遺族基礎年金・遺族厚生年金に必要な資格要件について

老齢給付の受給資格期間を満たした場合であっても、遺族基礎年金・遺族厚生年金を受け取るためには、原則として、亡くなられた方の受給資格期間が25年(300月)以上ある必要があります。

受給資格期間や年金額を増やすことができます。

平成27年10月から平成30年9月までの時限措置として国民年金の5年後納制度を実施しています。過去5年間の未納保険料で2年の時効を過ぎてしまったものについて保険料を納付し、受給資格期間や受け取る年金を増やすことができます。

また、ご本人のお申し出により、60歳以上65歳未満の5年間(納付月数は480月まで)、国民年金保険料を納めることで、受給資格期間や年金額を増やすことができる任意加入制度もありますのでぜひご活用ください。

(16) 年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）

(4) 20歳から60歳までの期間で年金に加入していない期間がある場合は、その期間を下欄にご記入ください。

※この欄と、下の(5)については保険料納付済期間（厚生年金保険や共済組合等の加入期間を含む）及び保険料免除期間の合計が25年以上ある方はご記入不要です。

	20歳～60歳の加入していない期間	年齢	左ページの 該当番号	学校や勤め先等 (自営業、専業主婦等)	住所 (市区町村)	婚姻、配偶者の勤め先
1	(自) (至)	歳 ～ 歳				
2	(自) (至)	歳 ～ 歳				
3	(自) (至)	歳 ～ 歳				
4	(自) (至)	歳 ～ 歳				
5	(自) (至)	歳 ～ 歳				
6	(自) (至)	歳 ～ 歳				
7	(自) (至)	歳 ～ 歳				
8	(自) (至)	歳 ～ 歳				
9	(自) (至)	歳 ～ 歳				
10	(自) (至)	歳 ～ 歳				

(5) 配偶者（であった方も含みます）の氏名、生年月日、基礎年金番号をご記入ください。

なお、婚姻履歴が複数ある場合は、任意の用紙に記入してください。

※9ページ5(1)に記入いただく場合は記入不要です。

カナ氏名 ()
 漢字氏名 ()
 生年月日 (明治) (大正) (昭和) (平成) ()年()月()日
 基礎年金番号 () ※基礎年金番号はわかる範囲でご記入ください。

(16) 年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）

右の7ページを記入する際の注意事項

- 「年金」とは、老齢または退職年金、障害年金、遺族年金をいいます。
- 「受けている」には、全額支給停止になっている年金がある場合も含まれます。

(1)

表1 公的年金制度等

ア. 国民年金	キ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合
イ. 厚生年金保険	ク. 恩給
ウ. 船員保険（昭和61年4月以後を除く）	ケ. 地方公務員の退職年金に関する条例
エ. 国家公務員共済組合	コ. 日本製鉄八幡共済組合
（JT、JR、NTTの三共済組合を含む）	サ. 改正前の執行官法附則第13条
（昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む）	シ. 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法
オ. 地方公務員等共済組合	ス. 戦傷病者戦没者遺族等援護法
（昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む）	
カ. 私立学校教職員共済	

①

②

- (1) で、「1. 受けている」または「3. 請求中」を○で囲んだ方は、
- ・「公的年金制度名」…表1から該当する公的年金制度等の記号を選択し、ご記入ください。
 - ・「年金の種類」……該当するものを○で囲んでください。
 - ・「(自) 年 月」……年金を受けることとなった年月をご記入ください。
(「1. 受けている」を○で囲んだ方のみご記入ください)

※2つ以上の年金を受ける権利を得た場合は、原則として、どちらか一方の年金を選択することになり、もう一方の年金は支給停止となります。年金を選択する際には、「年金受給選択申出書」の提出が必要です。
詳しくは、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所までお問い合わせください。

(2)

- 複数の雇用保険被保険者証等をお持ちの方は、直近に交付された雇用保険被保険者証等に記載されている被保険者番号をご記入の上、番号が確認できる書類の写しを添付してください。
- 最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から7年以上経過している方は被保険者番号を記入する必要はありません。（下の「事由書」の「ウ」を○で囲んで、署名または記名・押印してください）
- 雇用保険被保険者番号について、ご不明な点がありましたら、勤務先またはハローワークにお問い合わせください。

(16) 年金請求書 (国民年金・厚生年金保険老齢給付)

4. 現在の年金の受給状況等および雇用保険の加入状況についてご記入ください。

(1) 現在、左の6ページ(表1)のいずれかの制度の年金を受けていますか。該当する番号を○で囲んでください。

1. 受けている（全額支給停止の場合を含む） 2. 受けていない 3. 請求中

①「1. 受けている」を○で囲んだ方

公的年金制度名 (表1より記号を選択)	年金の種類	(自) 年 月	年金証書の年金コード(4ケタ) または記号番号等
	・老齢または退職 ・障害 ・遺族	昭和 平成 年 月	
	・老齢または退職 ・障害 ・遺族	昭和 平成 年 月	
	・老齢または退職 ・障害 ・遺族	昭和 平成 年 月	

②「3. 請求中」を○で囲んだ方

公的年金制度名 (表1より記号を選択)	年金の種類
	・ 老齢または退職 ・ 障害 ・ 遺族

※加入した年金制度が国民年金のみの方は、次の（２）、（３）の記入は不要です。

(2) 雇用保険に加入したことがありますか。「はい」または「いいえ」を○で開んでください。

はい ・ いはい

①「はい」を○で開んだ方

雇用保険被保険者番号（10桁または11桁）を左詰めでご記入ください。
最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から7年以上経過している方は
下の「事由書」の「ウ」を○で囲み、署名または記名・押印してください。

[illegible]

②「いいえ」を○で囲んだ方

下の「事由書」の「ア」または「イ」を○で囲み、署名または記名・押印してください。

事由書

私は以下の理由により、雇用保険被保険者証等を添付できません。

(該当する項目を○で囲んでください)

ア、雇用保険の加入事業所に勤めていたが、雇用保険の被保険者から除外されていたため。

雇用保険法による適用事業所に雇用される者であるが、雇用保険被保険者の適用除外であり、雇用保険被保険者証の交付を受けたことがない。(例 事業主 事業主の妻等)

イ、雇用保険に加入していない事業所に勤めていたため、

雇用保険法による適用事業所に雇用されたことがないため、雇用保険被保険者証の交付を受けたことがない。

ウ、最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から7年以上経過しているため、

過去に雇用保険被保険者証の交付を受けたが、老齢厚生年金の年金請求書受付日において、最後に雇用保険被保険者の資格を喪失してから7年以上経過している。

※ご本人（年金を受ける方）が自ら署名する場合は、押印は不要です。
代理人等がご本人の氏名を記入した場合は、押印が必要です。

署名

印

(3) 60歳から65歳になるまでの間に、雇用保険の基本手当（船員保険の場合は失業保険金）または高年齢雇用継続給付を受けていますか。（または受けたことがありますか）「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。

はい ・ いいえ

*これから受ける予定のある方は、年金事務所等にお問い合わせください。

(16) 年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）

右の9ページを記入する際の注意事項

（配偶者または子がいる方は、以下の点に留意してご記入ください）

配偶者と子について

●配偶者とは、夫または妻のことをいいます。また、婚姻の届け出はしていなくても、事実上ご本人（年金を受ける方）と「婚姻関係と同様の状態にある方」を含みます。

●子の年齢要件は、次のいずれかとなります。

a：18歳になった後の最初の3月31日まで

b：国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満

（例） a の場合



*ご本人（年金を受ける方）によって、生計を維持されている配偶者または子がいる場合
⇒加給年金額が加算されることがあります（詳しくは、10ページをご確認ください）。

*ご本人（年金を受ける方）が配偶者によって生計を維持されている場合
⇒振替加算が加算されることがあります（詳しくは、16ページをご確認ください）。

③について、以下の点に留意してご記入ください。

- ・「公的年金制度名」…次（表1）に該当する公的年金制度等の記号を選択し、ご記入ください。
- ・「年金の種類」 …… 該当するものを○で囲んでください。
- ・「（自） 年月」 …… 年金を受けることとなった年月をご記入ください。
（「1. 受けている」を○で囲んだ方のみご記入ください）

*「年金」とは、老齢または退職年金、障害年金をいいます。

*「受けている」には、全額支給停止になっている年金がある場合も含みます。

表1 公的年金制度等

ア. 国民年金	キ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合
イ. 厚生年金保険	ク. 恩給
ウ. 船員保険（昭和61年4月以後を除く）	ケ. 地方公務員の退職年金に関する条例
エ. 国家公務員共済組合	コ. 日本製鉄八幡共済組合
（J T、J R、N T T の三共済組合を含む）	サ. 改正前の執行官法附則第13条
（昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む）	シ. 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法
オ. 地方公務員等共済組合	ス. 戦傷病者戦没者遺族等援護法
（昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む）	
カ. 私立学校教職員共済	

(16) 年金請求書 (国民年金・厚生年金保険老齢給付)

5. 配偶者・子についてご記入ください。

配偶者は
いますか ☐ はい ☐ いいえ 「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。
「はい」の場合は(1)をご記入ください。

(1) 配偶者についてご記入ください。

① 配偶者の氏名、生年月日、基礎年金番号、性別についてご記入ください。

31 氏名	(フリガナ)	(氏)	(名)	4 生年月日	大正 昭和 平成	年	月	日
					性別	1. 男 2. 女		
32 個人番号 (または基礎年金番号)								

※個人番号(マイナンバー)については、14ページをご確認ください。

※基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。

② 配偶者の住所がご本人(年金を受ける方)の住所と異なる場合は、配偶者の住所をご記入ください。

郵便番号			
住所	(フリガナ)		
	市 区		
	町 村	建物名	

③ 配偶者は現在、左の8ページの表1に記載されている年金を受けていますか。該当するものを○で囲んでください。

1. 老齢・退職の年金を受けている	3. 請求中	3. を○で囲んだ方	請求中の公的年金制度名 (6ページ表1より記号を選択)	年金の種類 ・老齢または退職 ・障害
2. 障害の年金を受けている	4. いずれも受けていない			

1. または 2. を○で囲んだ方

4. を○で囲んだ方

下の(2)へお進みください。

公的年金制度名 (6ページ表1より記号を選択)	年金の種類	(自) 年 月	47 年金証書の年金コード(4ケタ)、 または記号番号等
・老齢または退職 ・障害	昭和 平成	年 月	
・老齢または退職 ・障害	昭和 平成	年 月	
・老齢または退職 ・障害	昭和 平成	年 月	

(2) 左の8ページ「子の年齢要件aまたはb」に該当する子がいる場合には、氏名、生年月日および障害の状態についてご記入ください。

(3人目以降は余白にご記入ください)

32 子の氏名	(フリガナ)	(氏)	(名)	32 生年月日	昭和 平成	年	月	日	32 診
				障害の状態	ある			ない	
33 子の氏名	(フリガナ)	(氏)	(名)	33 生年月日	昭和 平成	年	月	日	33 診
				障害の状態	ある			ない	

(16) 年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）

右の 11 ページを記入する際の注意事項

（ご本人（年金を受ける方）によって生計を維持されている配偶者または子がいる方は、以下の点に留意してご記入ください）

加給年金額について

加給年金額とは、ご本人（年金を受ける方）によって、生計を維持されている配偶者または子がいる場合に、加算される額です。

- 厚生年金保険の被保険者期間が 20 年^{*}以上ある方が、65 歳到達時点（または定額部分支給開始年齢に到達した時点）で、その方に生計を維持されている下記の配偶者または子がいるときに加算されます。
- 65 歳到達後、被保険者期間が 20 年^{*}以上となった場合は、退職改定時に生計を維持されている下記の配偶者または子がいるときに加算されます。

※中高齢の資格期間の短縮の特例を受ける方は、厚生年金保険（一般）の被保険者期間が 15～19 年。

対象者	年齢制限
配偶者	65 歳未満であること (大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません)
子	・ 18 歳になった後の最初の 3 月 31 日まで ・ 国民年金法施行令別表に定める障害等級 1 級・2 級の障害の状態にある場合は 20 歳未満

配偶者が年金を受け取っている場合には、加給年金額の支給が停止されることがあります。該当する方は「加給年金額支給停止事由該当届」の提出が必要となる場合がありますので、下記ホームページをご覧ください。

加給年金額の詳しい説明は、日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) に掲載しています。ぜひご利用ください。

(16) 年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）

6. 加給年金額に関する生計維持の申し立てについてご記入ください。

9ページで記入した配偶者または子は、ご本人（年金を受ける方）と生計を同じくしていることを申し立てる。（証明する）

署名欄	印
-----	--

*ご本人（年金を受ける方）が自ら署名する場合は、押印は不要です。

代理人等がご本人（年金を受ける方）の氏名を記入した場合は、押印が必要です。

同一世帯でない場合で、生計同一に関する第三者の証明 [※] が必要な場合には、以下の欄に記入、押印のうえご使用ください。	
証明日	平成 年 月 日
証明者氏名	印
証明者住所	〒 - 建物名
年金を受ける方との関係	(第三者の証明時：事業主、家主、民生委員、町内会長など)

※第三者には、民法上の三親等内の親族は含まれません。

【生計維持とは】

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

①生計同一関係があること

例) ・住民票上、同一世帯である。
・単身赴任、就学、病気療養等で、住所が住民票上は異なっているが、生活費を共にしている。

②配偶者または子が収入要件を満たしていること

年収850万円（所得655.5万円）を将来にわたって有しないことが認められる。

ご本人（年金を受ける方）によって、生計維持されている配偶者または子がいる場合

(1) 該当するものを○で囲んでください。（3人目以降の子については、余白を使用してご記入ください。）

配偶者または子の年収は、850万円未満ですか。		機械確認印
配偶者について	はい ・ いいえ	() 印
子(名:)について	はい ・ いいえ	() 印
子(名:)について	はい ・ いいえ	() 印

「はい」を○で囲んだ方は、添付書類が必要です。

(2) (1)で配偶者または子の年収について「いいえ」と答えた方は、配偶者または子の年収がこの年金の受給権（年金を受け取る権利）が発生したときから、おおむね5年以内に850万円（所得655.5万円）未満となる見込みがありますか。
該当するものを○で囲んでください。

はい ・ いいえ

「はい」を○で囲んだ方は、添付書類が必要です。

平成 年 月 日 提出

(16) 年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）

右の13ページを記入する際の注意事項

《作成（記入）時の注意事項》

- 「代理人」（委任を受ける方）欄については、ご本人（委任する方）が決められた代理人（受任する方）の氏名、ご本人との関係、住所、電話番号をご記入ください。
- 「ご本人」欄については、委任状を作成（記入）した日付、ご本人の年金証書または年金手帳の基礎年金番号、氏名（旧 姓がある方は、その旧姓もご記入ください）、生年月日、住所、電話番号、委任する内容をご記入ください。
なお、委任する内容について、1. ～ 5. の項目から選んで○印を付してください（5. を選んだ場合には委任する内容を具体的にご記入ください）。
また、年金の「加入期間」や「見込額」などの交付については、希望される交付方法等をA. B. C. の項目から選んで○印を付してください。

《来所時の注意事項》

- 代理人が来所される場合は、代理人の方の本人確認書類が必要です。（代表的な本人確認書類は次の①～③です）

- ① 運転免許証
- ② パスポート
- ③ マイナンバーカード（個人番号カード）

＊住民基本台帳カード（有効期間内のもので顔写真付に限る）は③マイナンバーカードと同様に取扱いします。

＊本人確認書類に記載されている氏名及び住所は、委任状に記載されているものと同じであることが必要です。
上記①～③をお持ちで無い場合は、お問い合わせください。

- 来所時に各種再交付申請書等を代理人（来所される方）が代筆で作成する場合は、ご本人の印が必要となります（ご本人自署の再交付申請書等をお持ちの場合は、印は不要です）。
また、年金手帳等の再交付につきましては、取扱い上窓口での交付ができません。（上記交付方法を、「A. 代理人に交付を希望する」を選んだ場合であっても）ご本人様の登録の住所あて送付となりますのでご了承ください。

(16) 年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）

7. 代理人に手続きを委任される場合にご記入ください。

委任状

代理人（来所される方）

フリガナ			ご本人との関係	
氏名				
住所	〒 - 電話（ ） -			
			建物名	

私は、上記の者を代理人と定め、以下の内容を委任します。

ご本人 ＊ご本人が必ず署名し、押印してください。

作成日 平成 年 月 日

基礎年金番号			-							
フリガナ										
氏名	＊署名・押印は必ずご本人が行ってください。				生年月日		大正 年 月			
	(旧姓)		(印)				昭和 日			
住所	〒 - 電話（ ） -									
							建物名			
委任する内容	●委任する事項を次の項目から選んで○をつけ、5を選んだ場合は委任する内容を具体的にご記入ください。 1. 年金の請求について 2. 年金の見込額について 3. 年金の加入期間について 4. 各種再交付手続きについて 5. その他（具体的に記入してください） () ●年金の「加入期間」や「見込額」などの交付について A. 代理人に交付を希望する B. 本人あて郵送を希望する C. 交付を希望しない									

＊前項の注意事項をお読みいただき、記入漏れのないようにお願いします。

なお、委任状の記入内容に不備があったり、本人確認ができない場合はご相談に応じられないことがあります。

(16) 年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）

右の15ページを記入する際の注意事項

「沖縄特例措置」について

- 沖縄特例措置の手続きがお済みの場合や、生年月日によって添付の必要がない場合があります。詳しくはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

1. (2)

- 該当の年金または恩給を受けることができる方については、その年金証書、恩給証書またはこれらに準ずる書類のコピーが必要となります。詳しくはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

3. (2)

「個人番号（マイナンバー）」について

- 1ページにマイナンバーを記入することにより、生年月日に関する書類の添付が不要になる場合があります。また年1回の現況の確認（現況届）や住所変更等の提出が不要となります。

* 基礎年金番号を記入いただいた方であっても、生年月日に関する書類の添付が不要になる場合があります。
ただし、住民票の住所以外にお住まいの方などは、住所変更の届出が必要となる場合があります。

- 1・19ページに記入された請求者本人のマイナンバーは、マイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）および提出する者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元（実存）確認）が必要のため、以下の（1）または（2）をご提出ください。

* 配偶者及び扶養親族の番号確認・身元（実存）確認書類の提出は必要ありません。

（1）マイナンバーカード（個人番号カード）

番号確認と身元（実存）確認できる情報の両方が記載されているため、1種類で確認が可能です。

（2）以下の2種類（⑦と④1種類ずつ）をご提出ください。

⑦マイナンバーが記載されている書類から1種類

住民票（マイナンバー記載のもの）または通知カード

④身元（実存）確認 のできる書類から1種類

運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等

※身元（実存）確認のできる書類については、上記④以外にも提出可能な書類があります。ご不明な点等は年金事務所にお問い合わせください。

【窓口で提出される場合】

上記（1）マイナンバーカードまたは（2）の⑦と④1種類ずつの原本をご提出ください。

【郵送で提出される場合】

マイナンバーカードは、両面のコピーまたは（2）の⑦と④1種類ずつのコピーをご提出ください。

- ご記入いただいていない場合であっても、ご提出していただいた住民票情報等を基に、マイナンバー法に基づき、マイナンバーを登録させていただきます。マイナンバーの登録後は、年1回の現況の確認（現況届）や住所変更等の届出が原則不要になります。

(16) 年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）

右の17ページを記入する際の注意事項

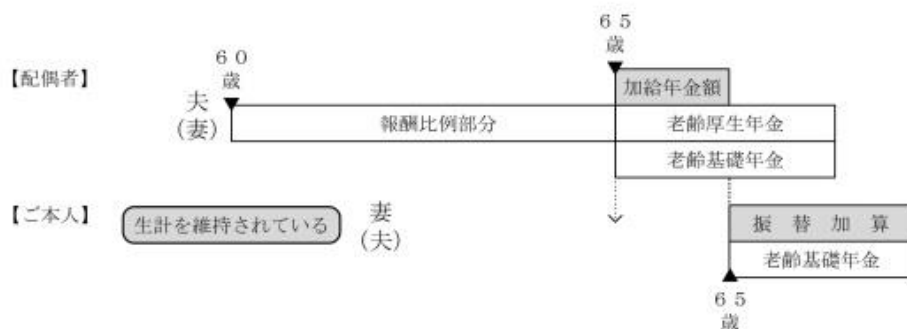
ご本人（年金を受ける方）が配偶者によって生計を維持されている場合は、以下の点に留意してご記入ください。

振替加算について

振替加算は、ご本人（年金を受ける方）が配偶者によって生計を維持されている場合に、ご本人（年金を受ける方）の年金に加算される年金です。

- 配偶者の「特別支給の老齢厚生年金」や「老齢厚生年金」に加算される加給年金額は、ご本人（年金を受ける方）が65歳になると自分の老齢基礎年金を受けられるため、加算されなくなります。その際、加給年金額の代わりにご本人（年金を受ける方）の老齢基礎年金に加算されるのが振替加算です。
- ご本人（年金を受ける方）の被保険者期間が20年以上*の老齢厚生年金（退職共済年金）等の受給権者であるときは、加算されません。

※中高齢の資格期間の短縮の特例を受ける方は、厚生年金保険（一般）の被保険者期間が15～19年。



振替加算の詳しい説明は、日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) に掲載しています。ぜひご利用ください。

(16) 年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）

4. 振替加算に関する生計維持の申し立てについてご記入ください。

7 ページで記入した配偶者はご本人（年金を受ける方）と生計を同じくしていることを申し立てる。
（証明する）

署名欄

(印)

*ご本人（年金を受ける方）が自ら署名する場合は、押印は不要です。
代理人等がご本人（年金を受ける方）の氏名を記入した場合は、押印が必要です。

同一世帯でない場合で、生計同一に関する第三者の証明[※]が必要な場合には、以下の欄に記入、押印のうえご使用ください。

証明日	平成 年 月 日
証明者氏名	(印)
証明者住所	〒 - 建物名
年金を受ける方との関係	(第三者の証明時：事業主、家主、民生委員、町内会長など)

※第三者には、民法上の三親等内の親族は含まれません。

【生計維持とは】

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

①生計同一関係があること

例）・住民票上、同一世帯である。
・単身赴任、就学、病気療養等で、住所が住民票上は異なっているが、生活費を共にしている。

②ご本人（年金を受ける方）が収入要件を満たしていること
年収850万円（所得655.5万円）
を将来にわたって有しないことが認められる

ご本人（年金を受ける方）が配偶者によって生計維持されている場合

該当するものを○で囲んでください。

① ご本人（年金を受ける方）の年収は850万円（所得655.5万円）未満ですか。

はい ・ いいえ

機構確認印

() 印

「はい」を○で囲んだ方は、添付書類が必要です。

② ①で「いいえ」を○で囲んだ方は、ご本人の年収がこの年金の受給権（年金を受け取る権利）が発生したときから、おおむね5年以内に850万円（所得655.5万円）未満となる見込みがありますか。
該当するものを○で囲んでください。

はい ・ いいえ

「はい」を○で囲んだ方は、添付書類が必要です。

年金事務所等の確認事項

ア. 健保等被扶養者（第3号被保険者）
イ. 加算額または加給年金額対象者
ウ. 国民年金保険料免除世帯

エ. 義務教育終了前
オ. 高等学校等在学中
カ. 源泉徴収票・所得証明等

平成 年 月 日 提出

(16) 年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記入方法

- 老齢年金は、所得税法の規定により、その支払いを受ける際に源泉徴収が行われます。そのため、年金の支払いを受ける際には、原則として19ページの「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」（以下「申告書」という）を提出する必要があります。印字されている氏名、生年月日、住所、基礎年金番号をご確認のうえ、必ず押印し、下の「記入上の注意事項」をお読みいただきながら、必要事項をご記入ください。
- この申告書に記入した扶養親族等の状況に応じて所得控除を行い、源泉徴収税額の計算を行うことになります。また、所得税法の規定により、請求者本人と扶養親族等の個人番号（マイナンバー）を必ずご記入ください。なお、国民年金の老齢基礎年金のみの請求をする方は、源泉徴収等が不要な年金額のため記入する必要はありません。
- 老齢年金から源泉徴収される所得税は、給与所得のように年末調整が行われないことから、その年に納付すべき税額との差額は確定申告により精算する必要があります。例えば、給与等の所得がある方が、その給与等の支払者に提出した「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記入した扶養親族等と同じ扶養親族等をこの申告書に記入した場合には、双方の所得について重複して所得控除が行われることになるため、確定申告により所得税額を納付することになる場合があります。

記入上の注意事項

- あ** 「源泉徴収対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者」欄は、下記（注）を参照し、該当する場合のみ、配偶者の氏名等を記入してください。
- 配偶者の区分が「1」または「3」の場合のみ、障害に該当する場合に「配偶者障害」を○で囲んでください。
配偶者の区分が「1」かつ年金を請求する年の12月31日現在で70歳以上の場合のみ「老人」を○で囲んでください。
- （注）この欄に記入する配偶者は、請求者本人と生計を一にする配偶者で、請求者本人と配偶者の所得見積額を計算した結果、「配偶者の区分」の「1」「2」「3」に該当する場合のみ記入してください。婚姻届を提出していない方は対象にはなりませんのでご注意ください。
- い** 「控除対象扶養親族（16歳以上）」欄は、扶養親族のうち、年金を請求する年の12月31日現在で16歳以上の方をご記入ください。
- ・12月31日現在で19歳以上23歳未満の方については「特定扶養親族」に該当しますので、「特定」を○で囲んでください。
 - ・12月31日現在で70歳以上の方については「老人扶養親族」に該当しますので、「老人」を○で囲んでください。
- 「扶養親族（16歳未満）」欄は、扶養親族のうち、年金を請求する年の12月31日現在で16歳未満の方をご記入ください。
- ・16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象外となりますが、障害者に該当する場合は障害者控除が適用されます。
 - ・「扶養親族（16歳未満）」欄は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記入欄を兼ねています。
- 「控除対象扶養親族（16歳以上）」欄および「扶養親族（16歳未満）」欄に記入する「扶養親族」とは、年金を受けながら生計を同じくする配偶者以外の親族で、合計所得金額が38万円以下の方のことをいいます。
- う** 「障害」欄および「本人障害」欄は、普通障害者の場合は「普通障害」、特別障害者の場合は「特別障害」を○で囲んでください。
- また、障害者に該当する方がいる場合は、「摘要」欄に、氏名、身体障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度（等級など）をご記入ください。
- 「特別障害」とは、身体障害者等級が1級または2級に該当するか、重度の精神障害等をいい、「普通障害」とは、特別障害以外の障害をいいます。
- え** 「寡婦・寡夫」欄は、請求者本人が寡婦の場合は「寡婦」、特別寡婦の場合は「特別寡婦」、寡夫の場合は「寡夫」を○で囲んでください。
- 「摘要」欄に、死別・離婚・生死不明の別、生計を一にする子の氏名、その子の所得（年金を請求する年）の見積額をご記入ください。
- また、扶養親族または生計を一にする子のいない寡婦（死別・生死不明に限る）、特別寡婦、寡夫に該当する場合は、ご本人の所得（年金を請求する年）の見積額をご記入ください。
- ・「寡婦」とは受給者ご本人で、以下の方をいいます。
（1）次のいずれかに該当する方で、扶養親族または生計を一にする子のある方
①夫と死別・離婚した後、婚姻していない方
②夫の生死が明らかでない方
（2）上記（1）の姓、次のいずれかに該当する方で、ご本人の所得（年金を請求する年）の見積額が500万円以下である方
①夫と死別した後、婚姻していない方
②夫の生死が明らかでない方
- ・「特別寡婦」とは寡婦のうち、扶養親族である子がいて、かつ、ご本人の所得（年金を請求する年）の見積額が500万円以下である方をいいます。
- ・「寡夫」とは受給者ご本人で、以下の方のうち、生計を一にする子がいて、かつご本人の所得（年金を請求する年）の見積額が500万円以下である方をいいます。
①妻と死別・離婚した後、婚姻していない方
②妻の生死が明らかでない方
- ・「生計を一にする子」とは、他の者の控除対象配偶者または扶養親族とされておらず、所得（年金を請求する年）の見積額が38万円以下の子をいいます。
- ・死別・離婚の場合は、その後に婚姻していないことが条件となります。
- お** 扶養親族等の対象者に別居している方がいる場合は、区分の「別居」を○で囲み、「摘要」欄に、その方の氏名と住所をご記入ください。
- また、扶養親族等の対象者と同居している場合は、区分の「同居」を○で囲んでください。

国外にお住まいの扶養親族等がある場合の提出方法

- 控除対象となる配偶者または扶養親族が非居住者（※1）の場合は、その方の「L 非居住」を○で囲み、「摘要欄」にその方の氏名、住所、非居住である旨を記入し、親族関係書類（※2）を申告書と一緒に提出してください。
- ※1 「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない方をいいます。
- ※2 「親族関係書類」とは、次の①または②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者または親族であることを証するものをいいます。なお、これらの書類が外国語により作成されている場合には、日本語での翻訳文も必要となります。
- ①戸籍の謄本等またはその国の国または地方公共団体が発行した書類およびその配偶者または扶養親族の姓の写し
②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類（その配偶者または扶養親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限ります。）

「摘要」欄の記入例

- 【障害に該当する方がいる場合の例】・○○ ○○は、身体障害者手帳の1級（平成19年4月1日交付）
- 【寡婦・特別寡婦・寡夫に該当する方がいる場合の例】・死別、○○ ○○（子）所得○万円、本人所得○万円
- 【別居している方がいる場合の例】・○○ ○○の住所は東京都○○市△△ ○丁目○番○号

- か** 「所得の種類・金額」欄は、年金を請求する年の所得の種類と金額（見積額）をご記入ください。例えば、給与所得がある場合、給与の収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額となります。

(16) 年金請求書 (国民年金・厚生年金保険老齢給付)

5. 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書についてご記入ください。

提出年	平成	年	1	1	5	0
-----	----	---	---	---	---	---

- (1) ご本人 (年金を受ける方) の氏名、生年月日、住所、基礎年金番号を確認し、性別を○で囲んで、
個人番号 (マイナンバー) をご記入のうえ必ず押印してください。

ご本人自身が障害者・寡婦・特別寡婦・寡夫に該当しない場合は、下記事項を○で囲む必要はありません。

氏名	(フリガナ) (氏) (姓)	(印)	生年月日	年	月	日	性別	1. 男 2. 女
住所	(フリガナ) 市区町村 建物名							
郵便番号			個人番号 (マイナンバー)					
基礎年金番号								

*個人番号 (マイナンバー) を記入した場合は、14ページに記載された書類を提出してください。

提出日	平成	年	月	日	提出	本人障害	1. 普通障害 2. 特別障害
電話番号						寡婦・寡夫	1. 寡婦 2. 特別寡婦 3. 寡夫

- (2) 上記の提出年の扶養親族等の状況についてご記入ください。
(ご本人に控除対象配偶者や扶養親族がない場合は、下記事項を記入する必要はありません)

氏名	続柄	生年月日	障害	同居・別居 の区分	所得の種類 ・金額
源泉控除対象 配偶者 または 障害者に該当す る同一生計 配偶者	1. 夫 2. 妻	1. 男 3大 2. 女 7平	1. 普通障害 2. 特別障害 (配偶者の区分が「1」または「2」の場合)	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円 (年間)
配偶者の区分	受給者の合計所得の見積額が900万円以下 1. 配偶者の合計所得見積額が38万円以下 2. 配偶者の合計所得見積額が38万円超～85万円以下 受給者の合計所得の見積額が900万円超 3. 配偶者の合計所得見積額が38万円以下 (配偶者が障害者に該当しない場合は控除の対象となりません。)				
控除対象 扶養親族 (16歳以上)	1. 特定 2. 老人	1. 男 3大 2. 女 7平	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円 (年間)
扶養親族 (16歳未満)	7平成	年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円 (年間)
概要					

*提出年より前に年金が受けられる場合は、過去の年分の扶養親族等申告書をすべて提出していただくことになります。

(申告書は年金事務所に用意してあります)

*「扶養親族 (16歳未満)」欄は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載欄を兼ねています。

*控除対象配偶者や扶養親族の個人番号を確認する書類は提出する必要はありません。

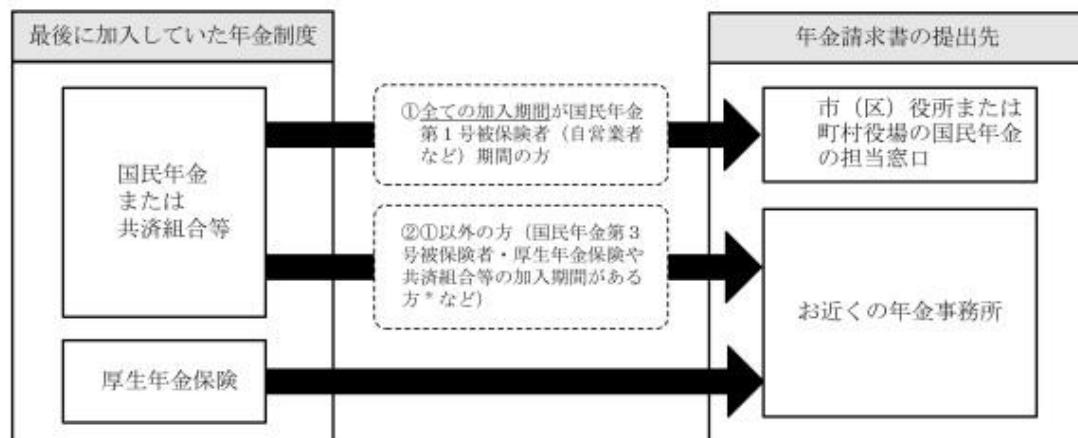
(年金の支払者) 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長 法人番号 6000012070001

(16) 年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）

年金請求書の提出先について

この年金請求書は、提出先をご確認のうえ、郵送または窓口へご持参ください（添付書類が揃っていることをご確認ください）。

*窓口で手続きする場合には、予約制を取り扱っている年金事務所もありますのでご利用ください。



※共済組合等の加入期間がある方についても、年金事務所に年金請求書（日本年金機構より送付したもの）を提出することで、共済組合等に加入していた期間の年金を請求することが可能です。

● 年金請求書の受付は、全国どこの年金事務所および街角の年金相談センターでも承っております。

*国民年金第1号被保険者とは、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の自営業者・農業者とその家族、学生、無職の方です。

*国民年金第3号被保険者とは、厚生年金保険の被保険者（民間会社員等）や共済組合の組合員（公務員等）に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（年収が130万円未満の方）です。

転出先確認リスト

転出先確認リスト

(ZZ, ZZ9/ZZ, ZZ9)
帳票ID: NPI6300201
9999/99/99

市区町村名	XXXXXXXXXXXX
-------	--------------

[illegible][illegible]

99999 個人番号：XXXX XXXX 基礎年金番号：XXXX-XXXXXX 生年月日：元号79年7月79日（9999年）
氏名：XX 性別：XX
転出先住所コード：
転出先住所：

[illegible]

999999 個人番号：XXXX XXXX 基礎年金番号：XXXX-XXXXXX 生年月日：元号29年7月29日（9999年） 氏名：XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 性別：XX
 誕出年月日：元号29年7月29日（9999年）
 誕出元住所：XX
 誕出先住所コード：
 誕出先住所：

市区别村計 ZZ, ZZ9 件

年金を受給している方・これから年金を請求される方へ

マイナンバーでの手続きが可能になります

平成 30 年 3 月 5 日より、年金請求の手続きや諸変更等の各種手続きが基礎年金番号だけでなくマイナンバーで行うことが可能となります。

マイナンバーにより各種手続きを行う場合は、日本年金機構においてマイナンバー法による本人確認を行う必要があります。そのため、①マイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）と、②マイナンバーを提出する者がマイナンバーの正しい持ち主であることの確認（身元（実存）確認）を以下の書類等で確認させていただきます。

- ① 番号確認書類（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し）
- ② 身元（実存）確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券など）

※マイナンバーを変更した場合は、日本年金機構へ届出をお願い致します。

今後、氏名変更届の提出が原則不要となる予定です

今後、住民票の氏名・住所等の変更があった際は、その情報をもとに、年金記録の氏名・住所等^{※1}の情報を更新します。そのため、お客様からの「氏名変更届」の提出が原則として不要^{※2}となる予定です（実施時期や詳細につきましては、日本年金機構ホームページでお知らせ致します）。

※1 住所変更や死亡情報については、平成 23 年 7 月から住民票の異動情報により更新を行い、すでに届出を原則不要としています。

※2 日本年金機構において、マイナンバーが収録されている方に限ります。

日本年金機構において、住民票の異動情報をもとに年金記録の氏名変更を行ったときは、お客様へ「氏名変更のお知らせ」を送付します。

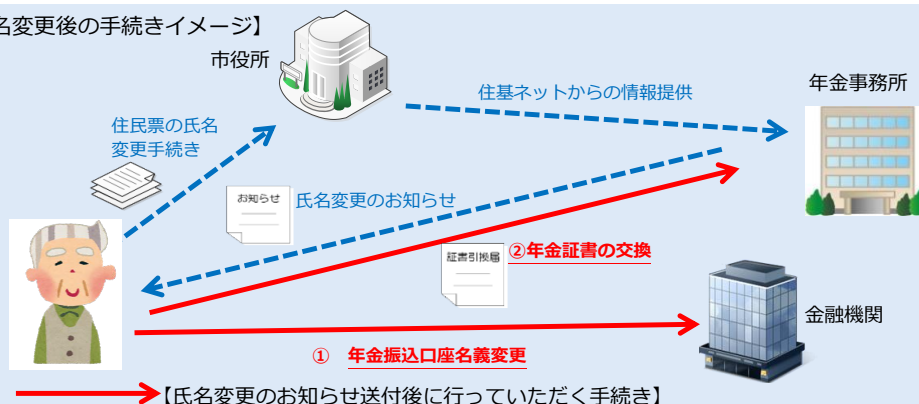
◆氏名の変更を行った際のお願い

- ① 「氏名変更のお知らせ」送付後は、変更後のカナ氏名で年金の振込をいたしますので、次回の年金支払日の前までに金融機関へ口座名義変更の手続きをお願いします。お手続きから口座名義変更まで数日かかりますので、お早めに金融機関へご連絡ください。
- ② 新しい氏名の年金証書との交換は、お知らせに同封している「年金証書引換届」をお近くの年金事務所へ提出してください（郵送でも受付いたします）。

※ 共済組合等や企業年金の氏名は自動で変更されません。引き続き、共済組合等や企業年金に対して氏名変更の手続きが必要になりますので、共済組合等や企業年金へお問い合わせください。

※ 氏名変更にかかる留意事項については裏面をご覧ください。

【氏名変更後の手続きイメージ】



日本年金機構
Japan Pension Service

氏名変更にかかる留意事項

- 日本年金機構においてマイナンバーが未収録となっている方や、海外居住等でマイナンバーをお持ちでない方は、引き続き氏名変更届の提出が必要です。
- 受給権者の代わりに成年後見人等の口座を年金の振込先に指定している場合は、振込の宛名は変更されず、年金のお受け取りに影響はないため、口座名義変更の必要はありません。
- 遺族年金の受給権者の方は、氏名変更の理由が「婚姻」または「養子縁組」(※)の場合は「遺族年金失権届」を、氏名変更の理由が「婚姻」または「養子縁組」(※)以外の場合は、「遺族年金受給権者氏名変更理由届」をお近くの年金事務所へ提出してください（郵送でも受付いたします）。氏名変更のお知らせが届いてから 2週間後までに届書をご提出いただけない場合は、年金の支払いが一時的に止まることがありますので、ご注意ください。
(※) 直系血族または直系姻族の養子となった場合は除きます。
- 年金を担保にされている方は、担保が解除されるまでの間、新しい年金証書への交換をすることができません。
- 日本年金機構での氏名変更前に、金融機関での口座名義を変更されていると、氏名不一致のため一時的に年金の振込ができなくなる場合がございます。その場合には、変更後の氏名で再振込を行います。再振込にはおおよそ1ヶ月程度の期間を要しますので、恐れ入りますが振込までしばらくお待ちください。
- マイナンバーの収録状況につきましては、インターネットを通じてご自身の年金の情報を手軽に確認できる「ねんきんネット」で確認することができます。

年金のお問い合わせ、年金相談のご予約は、『ねんきんダイヤル』へ！



0570 - 05 - 1165

I P 電話・PHS 電話は (東京) 03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

(受付時間)

月～金曜日：午前8：30～午後5：15

ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7：00まで

第2土曜日：午前9：30～午後4：00

（祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。）

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話の場合は、通常の通話料金がかかります。

※IP 電話・PHS 用の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

※月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後（5日程度）は、電話につながりにくくなっております。週の後半または月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。